

日 時：令和 7 年(2025年) 6 月23日(月) 13：30～

場 所：横須賀市役所消防局庁舎 4 階災害対策本部室

第84回 横須賀市環境審議会 会議次第

1 開 会

2 議 事

議題（１）環境基本条例の見直しについて

議題（２）横須賀市環境基本計画2030の見直し（素案）について

議題（３）各部会からの報告について

3 その他

4 閉 会

事前送付資料

- ・ 次第
- ・【資料１】横須賀市環境審議会委員名簿
- ・【資料２】横須賀市環境審議会関係職員・事務局職員名簿
- ・【資料３】横須賀市環境審議会規則
- ・【資料４】横須賀市環境審議会傍聴実施要領
- ・【資料５】環境基本条例の見直しについて
- ・【資料６－１】横須賀市環境基本計画2030の見直し（素案）について
- ・【資料６－２】横須賀市環境基本計画2030 改定版（素案）
- ・【資料７】第19回横須賀市環境審議会温暖化対策推進部会 部会報告
- ・【資料８】第25回横須賀市環境審議会みどり政策推進部会 報告書

横須賀市環境審議会 委員名簿

任期：令和5年10月1日～令和7年9月30日（令和7年4月1日現在、敬称略）

	氏 名	区 分	役職等
1	飯 島 健太郎 いい じま けんたろう	学 識 経 験 者 (公園行政)	東京都市大学教授
2	今 井 利 為 いま い とし ため	学 識 経 験 者 (水産学)	公益財団法人 神奈川県栽培漁業協会専務理事
3	沖 山 さとし おき やま	学 識 経 験 者 (学校教育)	横須賀市立小学校校長会
4	◎ 奥 真 美 おく ま み	学 識 経 験 者 (環境政策)	東京都立大学教授
5	小 原 信 治 お ぼら しん じ	市 民	公募委員
6	寛 修 いち かけい しゅう	市 民	公募委員
7	川久保 俊 かわくぼ しゅん	学 識 経 験 者 (環境工学)	慶應義塾大学准教授
8	川 田 たけし かわ だ	事 業 者 (農 業)	J A よこすか葉山経済部長
9	川 名 まさ たか かわ な 優 孝	学 識 経 験 者 (エネルギー・環境)	東京海洋大学産学官連携研究員
10	木 本 かず お き もと	市 民 団 体	横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長
11	小 菅 きみ あき こ すげ 君 明	事 業 者 (漁 業)	横須賀市東部漁業協同組合組合長
12	佐 藤 ひろし さ とう 廣	事 業 者 (商工業)	横須賀商工会議所産業・地域活性課課長
13	高 梨 まさ あき たか なし 雅 明	学 識 経 験 者 (みどり行政)	一般社団法人 日本公園緑地協会会長
14	名 執 よし ひろ な とり 芳 博	学 識 経 験 者 (自然環境行政)	公益財団法人 日本鳥類保護連盟理事
15	林 まさ よし はやし 公 義	学 識 経 験 者 (海洋環境教育)	元横須賀市自然・人文博物館館長
16	○ 松 本 やす お まつ もと 安 生	学 識 経 験 者 (住民参加)	神奈川大学教授
17	松 行 み ほ こ まつ ゆき 美 帆子	学 識 経 験 者 (都市計画)	横浜国立大学教授
18	矢 部 かず ひろ や べ 和 弘	学 識 経 験 者 (森林・治山治水)	東京農業大学教授

◎：委員長 ○：委員長職務代理者

横須賀市環境審議会 みどり政策推進部会 委員名簿

	氏 名	区 分	役職等
1	いい 飯 島 けんたろう 健太郎	学 識 経 験 者 (公園行政)	東京都市大学教授
2	おき やま さとし 沖 山 聡	学 識 経 験 者 (学校教育)	横須賀市立小学校校長会
3	かけい しゅう いち 寛 修 一	市 民	公募委員
4	かわ だ たけし 川 田 剛	事 業 者 (農 業)	J A よこすか 葉山経済部長
5	☆ たか なし まさ あき 高 梨 雅 明	学 識 経 験 者 (みどり行政)	一般社団法人 日本公園緑地協会会長
6	な とり よし ひろ 名 執 芳 博	学 識 経 験 者 (自然環境行政)	公益財団法人 日本鳥類保護連盟理事
7	はやし まさ よし 林 公 義	学 識 経 験 者 (海洋環境教育)	元横須賀市自然・人文博物館館長
8	まつ ゆき み ほ こ 松 行 美 帆子	学 識 経 験 者 (都市計画)	横浜国立大学教授
9	や べ かず ひろ 矢 部 和 弘	学 識 経 験 者 (森林・治山治水)	東京農業大学教授

横須賀市環境審議会 みどり政策推進部会 専門委員名簿

任期：令和7年4月1日～令和8年3月31日

	氏 名	区 分	役職等
1	はぎ わら きよ し 萩 原 清 司	学 識 経 験 者 (水域環境)	元横須賀市自然・人文博物館学芸員

☆：部会長

横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会 委員名簿

	氏 名	区 分	役職等
1	いま い とし ため 今 井 利 為	学 識 経 験 者 (水産学)	公益財団法人 神奈川県栽培漁業協会専務理事
2	お ぼら しん じ 小 原 信 治	市 民	公募委員
3	かわく ぼ しゅん 川久保 俊	学 識 経 験 者 (環境工学)	慶應義塾大学准教授
4	かわ な まさ たか 川 名 優 孝	学 識 経 験 者 (エネルギー・環境)	東京海洋大学産学官連携研究員
5	き もと かず お 木 本 一 雄	市 民 団 体	横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長
6	こ すげ きみ あき 小 菅 君 明	事 業 者 (漁業)	横須賀市東部漁業協同組合組合長
7	さ とう ひろし 佐 藤 廣	事 業 者 (商工業)	横須賀商工会議所産業・地域活性課課長
8	☆ まつ もと やす お 松 本 安 生	学 識 経 験 者 (住民参加)	神奈川大学教授

☆：部会長

資料 2

横須賀市環境審議会 関係職員・事務局職員名簿

[関係職員]

所 属	役 職	氏 名
環境部	部 長	山 口 博 之
経営企画部都市戦略課ゼロカーボン推進担当	担当課長	佐 野 良 介
同 上	主 査	八 木 宏 道
同 上	主 任	相 澤 優 輝
同 上	担 当 者	江 南 司
建設部自然環境・河川課	課 長	引 本 敦 史
建設部自然環境・河川課みどり政策担当	主 査	内 田 敦 大
同 上	担 当 者	森 塚 晶 人

[事務局職員]

所 属	役 職	氏 名
環境部環境政策課	課 長	出 雲 智 也
環境部環境政策課計画調査担当	主 査	赤 城 健太郎
同 上	主 任	高 平 知 博
同 上	主 任	池 田 弥 生

○横須賀市環境審議会規則

平成8年7月25日規則第47号
改正 平成23年4月1日規則第7号
平成24年3月30日規則第7号
令和元年9月25日規則第23号

横須賀市環境審議会規則を次のように定める。

横須賀市環境審議会規則

(総則)

第1条 横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営については、環境基本条例（平成8年横須賀市条例第26号）に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員)

第2条 委員は、市民、事業者及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平24規則7・一部改正）

(委員長)

第3条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（平23規則7・一部改正）

(部会)

第5条 部会は、委員長が指名する委員10人以内をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会の委員が互選する。

3 部会長は、部会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第3条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。

（平23規則7・全改、令元規則23・一部改正）

(専門委員)

第6条 専門委員は、専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 専門委員の任期は、担当する特別の事項の調査研究の期間とする。

（平23規則7・追加）

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

（平23規則7・旧第6条繰下）

附 則

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月25日規則第23号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

横須賀市環境審議会傍聴実施要領

- 1 この要領は、横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の傍聴の実施について、必要な事項を定める。
- 2 審議会は原則として公開とする。ただし、審議会の審議内容等の都合により、審議会委員の総意によりこれを非公開とすることができる。
- 3 審議会の傍聴者の定員は原則として 10 人以内とする。
- なお、開会時刻 10 分前の時点で定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定し、また、定員に達しない場合は、審議会閉会時まで先着順に受け付ける。
- 4 傍聴希望者は、事務局から傍聴章の交付を受け、これを常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には事務局に返還する。
- 5 傍聴者による写真、ビデオ等の撮影、録音はできない。
- 6 傍聴者が次の事項を遵守せず、かつ、委員長の指示に従わない場合には、傍聴の許可を取り消すことができる。
- （1）審議会委員の発言に対し、拍手やその他の方法で賛否を表明しないこと。
- （2）話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
- （3）はちまき、腕章などをして示威的行為をしないこと。
- （4）病気その他の理由により委員長の許可を得たとき以外は、コート、マフラーなどを着用しないこと。
- （5）飲食、喫煙をしないこと。
- （6）委員長の許可を得たとき以外は、メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。
- （7）むやみに席を離れないこと。
- （8）その他、審議会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。
- 7 本要領の規定は、部会において準用する。
- 8 審議会の傍聴の実施に関する事務は、環境部環境政策課が行う。

[傍聴章]

No.	環境審議会	
傍	聴	章

第84回横須賀市環境審議会

環境基本条例の見直しについて

- 前回の審議会でお示しした内容
- 見直しの結果について
- 今後のスケジュール

1 前回の審議会でお示した内容

●条例の運用状況及び実施効果について

条例第25条（5年以内ごとの見直しを規定）に基づき、前回の改正（令和3年4月）から5年となるため、令和6～7年度に見直しを実施。
条例の運用状況及び実施効果を勘案し、目的(第1条)の達成状況を確認。



- ✓ 条例に規定した施策等はいずれも概ね良好に運用されている
- ✓ 条例の目的である「現在および将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保」の達成に寄与していると考えられる
- ✓ 環境の保全及び創造に関する施策として、環境基本計画をはじめ分野別計画や関連計画に位置付けた各種取組を推進していく

2 見直しの結果について

● 見直しの結果について

目的の達成状況やこれまでの審議経過、また、運用上の課題が見受けられないことなどから、事務局としては、「条例の内容は変更しない」こととしたいと考えています。

【答申内容のイメージ（環境基本条例部分のみ）】

- 多様化する環境問題や変化の激しい社会・経済状況の中、本条例の運用状況等は概ね良好であり、条例の目的に寄与していると評価できるため、現状では改正は必要ない
- 引き続き、条例に規定した施策等を維持・継続し、持続的に環境の恵みを享受できる横須賀の実現を図っていく必要がある
- 今後も見直し規定を適切に運用すること

3 今後のスケジュール

時期	今後のスケジュール	【参考】 前回お示したスケジュール
令和7年5月		審議会における素案の審議
令和7年6月	第84回環境審議会 ・見直しの結果について	
令和7年7月		
令和7年8月		審議会における案の審議
令和7年9月		
令和7年10月	パブリック・コメント手続	パブリック・コメント手続
令和7年11月		
令和7年12月	環境審議会 ・答申案の審議、市長への答申	答申

※「みどりの基本条例」及び「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」の見直しとあわせて1件の諮問事項としているため、他の条例とあわせて答申を行います。

第84回横須賀市環境審議会

横須賀市環境基本計画2030の 見直し（素案）について

- 横須賀市環境基本計画2030改定版（素案）の概要
- 今後のスケジュール

横須賀市環境基本計画2030改定版（素案）の概要

○基本目標 1 基本目標達成の目安となる指標【本書P.33】

指標は主に各基本目標の進捗状況を定量的に評価できるものを掲げており、分野別計画における数値目標をベースに選定しています。見直しにあたり、部会審議中の「(仮称)横須賀市みどりの基本計画・生物多様性地域戦略」との整合を図るため、指標を改定します。

指標となる項目	令和11年度指標値	
	現行計画	改定版(素案)
緑被率（みどりの総量）の維持・向上をめざします	54.5%	更新予定
近郊緑地保全区域を維持します	1,012ha	1,012ha
自然共生サイトの面積を増やします【新規追加】		193ha
都市公園面積を維持し、適切な配置をめざします	571ha	696ha

「(仮称)みどりの基本計画・生物多様性地域戦略」の目標に準じて、生物多様性についての指標を新たに追加します。また、都市公園面積の維持についての指標値を、直近の実績を反映した数値に更新します。

なお、緑被率は調査中につき、今後更新予定です。

【参考 1】市内の自然共生サイト（申請者が市以外のサイトも含む）

- 令和 6 年度末時点の市内の自然共生サイト（4 か所）：約94ha
- 申請検討中のエリアの面積：約99ha

⇒ **令和11年度指標値 193ha**

【参考 2】都市公園面積の推移

年度 ha	2020 (R 2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
	都市公園面積 (県立公園含む)	571.6	584.9	672.2	677.2

現行計画の指標の設定根拠

見直し後の指標の設定根拠

横須賀市環境基本計画2030改定版（素案）の概要

○基本目標 1 施策の柱 3 生物多様性の保全・再生と活用 施策の方向と実現に向けた取り組み【本書P.39】

現行計画	改定版（素案）
i 生物多様性保全にかかる基本的戦略を策定します	i 生物多様性保全にかかる基本的戦略を 推進 します

- 地域ごとの特性に応じた生物多様性の戦略策定が必要。
- 「みどりの基本計画」と「生物多様性地域戦略」の連携が重要。
- 両計画の一体化を視野に入れて検討を進める。

- 地域特性に応じた戦略のもと、生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的に推進する。
- 「（仮称）みどりの基本計画・生物多様性地域戦略」に基づき、生物多様性の確保や自然共生サイトへの登録を進める。
- 希少な生物や自然環境の保全を効率的かつ一体的に推進する。

令和7年度中に「（仮称）横須賀市みどりの基本計画・生物多様性地域戦略」の策定を予定していることから、当該「施策の方向」については生物多様性地域戦略に基づく取り組みの推進に改定します。

また、これに伴い、実現に向けた取り組みについての記述を修正するとともに、自然共生サイトへの登録の推進について追記します。

横須賀市環境基本計画2030改定版（素案）の概要

○基本目標3 基本目標達成の目安となる指標【本書P.53】

「横須賀市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の見直しに合わせて、指標値及び基準年度を改定します（数値は横須賀市廃棄物減量等推進審議会において検討中のため、今後変更となる可能性あり）。

指標となる項目	令和11年度指標値	
	現行計画	改訂版(素案)
ごみの排出量を削減します	111,222トン (2020年度比11.4%削減)	104,061トン (2023年度比7.2%削減)
ごみの資源化率を向上します	33.6% (2020年度比0.1%向上)	33.0% (2023年度比0.6%向上)

現行計画の基準年度（2020年度(令和2年度)）はコロナ禍により平時の傾向を反映していないことから、より直近の傾向を反映するため、基準年度を2023年度(令和5年度)に見直すとともに、ごみ排出量と資源化率の指標値を近年の増減傾向や施策の効果を反映した数値に見直します。

【参考】ごみ排出量及び資源化率の推移

	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
ごみ排出量(t)	130,538	131,299	125,488	121,696	118,113	112,088
資源化率(%)	31.8	31.4	33.5	33.2	32.3	32.4

	現行計画	見直し後
基準年度	令和2年度（125,488トン）	令和5年度（112,088トン）
目標年度	令和11年度（111,222トン）	令和11年度（104,061トン）
削減率	11.4%削減	7.2%削減

今後のスケジュール

時期	今後のスケジュール
令和7年6月	第84回環境審議会（本日） ・改定版（素案）について
令和7年7月	
令和7年8月	第85回環境審議会 ・改定版（案）について
令和7年9月	
令和7年10月	パブリック・コメント手続
令和7年11月	
令和7年12月	環境審議会 ・パブリック・コメント結果の報告 ・答申案の審議、市長への答申
令和8年3月	計画改定

横須賀市 環境基本計画 2030

改定版（素案）

2022 年（令和 4 年）3 月

横須賀市

〇〇年（令和〇年）〇月一部改定

目次

第1章	計画の基本的な考え方	1
1	計画策定の目的・計画の位置付け	1
(1)	計画策定の目的・経緯	1
(2)	計画の性格と役割	2
(3)	本計画の位置付けと他計画との関係	2
2	計画の対象	3
(1)	計画の対象地域	3
(2)	計画の対象範囲	3
3	計画の期間	3
4	計画の構成	4
5	パートナーシップによる計画の推進	5
(1)	市民の役割	5
(2)	事業者の役割	5
(3)	市の役割	5
6	計画策定の背景	6
(1)	国内外の環境施策の動向	6
(2)	本計画に関連する「持続可能な開発目標」(SDGs)のゴール	8
第2章	横須賀市の概況と環境の変化	9
1	横須賀市の概況	9
(1)	地勢	9
(2)	気候	10
(3)	人口の推移および将来推計	11
(4)	土地利用	13
(5)	産業構造	13
(6)	農業および漁業の状況	14
(7)	各地域の特性	15
2	横須賀市を取り巻く環境の変化	21
(1)	自然環境・みどり	21
(2)	温暖化対策・気候変動	22
(3)	循環型社会・廃棄物	23
(4)	生活環境	24
(5)	環境教育・環境学習	25
第3章	横須賀市がめざす環境像と基本目標	26
1	計画でめざす環境像	26
(1)	環境像とは	26
(2)	環境像の考え方	26
2	計画の基本目標	27
3	計画でめざすよこすかの将来イメージ	28

第4章	基本目標の実現に向けた施策の展開	30
1	計画の体系図	30
2	施策の柱と施策の方向	32
基本目標1		32
(1)	基本目標でめざす姿と指標	32
(2)	施策の柱ごとの方針	34
基本目標2		42
(1)	基本目標でめざす姿と指標	42
(2)	施策の柱ごとの方針	44
基本目標3		52
(1)	基本目標でめざす姿と指標	52
(2)	施策の柱ごとの方針	54
基本目標4		58
(1)	基本目標でめざす姿と指標	58
(2)	施策の柱ごとの方針	60
基本目標5		66
(1)	基本目標でめざす姿と指標	66
(2)	施策の柱ごとの方針	68
第5章	リーディングプロジェクト	72
1	リーディングプロジェクトの概要	72
(1)	リーディングプロジェクトとは	72
(2)	リーディングプロジェクトの設定の考え方	72
2	リーディングプロジェクトの内容	73
第6章	推進体制・進捗管理	76
1	計画の推進体制	76
(1)	推進組織／横須賀市環境審議会、環境総合政策会議	76
(2)	市民、事業者、市民団体、市の連携・協働体制の構築	76
(3)	広域的な連携・協力の推進	76
2	計画の進捗管理	77
3	財源の確保	78
(1)	財政的措置	78
(2)	国・県・各種法人などにおける補助制度などの活用・要望	78
(3)	経済的手法の導入検討	78
資料編		79
1	用語集	80
2	分野別計画	86
3	計画策定の体制	88
4	計画策定（審議）の経過	90
5	市民参加の状況	91
6	諮問・答申	93
7	環境基本条例	95

第4章 基本目標の実現に向けた施策の展開

計画の体系図



〇〇〇年（令和〇年）〇月一部改定

施策の方向

- i. みどりの保全を推進します
- ii. みどりの創出を推進します

- iii. みどりとのふれあいを推進します

- i. 河川環境の保全・創出を推進します
- ii. 海域環境の保全・創出を推進します

- iii. 水とのふれあいを推進します

- i. 生物多様性保全にかかる基本的戦略を推進します
- ii. 多様な生物が生息・生育・繁殖できる地域環境を保全・創出します

- iii. 外来生物対策を推進します

- i. 公園および緑地の維持・管理・利活用を推進します
- ii. 良好な風致の維持と保全を推進します

- iii. 地域特性を活かした文化的景観の形成を推進します

- i. 再生可能エネルギーの導入を促進します
- ii. エネルギーの地産地消を推進します

- i. 家庭における省エネルギーを推進します
- ii. 事業活動における省エネルギーを推進します

- i. 拠点ネットワーク型都市のまちづくりを推進します
- ii. 温室効果ガス吸収源に関する取り組みを推進します

- iii. ヒートアイランド対策を推進します

- i. 自然災害による影響の回避・軽減に取り組みます
- ii. 市民生活における影響の回避・軽減に取り組みます

- i. 「3R+1」の取り組みを推進します
- ii. 環境にやさしいライフスタイルへの転換を推進します

- iii. 分別・排出のルールづくりを推進します
- iv. 市民・事業者の活動を支援します

- i. 一般廃棄物の適正な排出を推進します
- ii. 事業系ごみの適正な排出を推進します

- iii. 効率的なごみ処理を推進します

- i. 大気環境の測定による状況把握に努めます
- ii. 大気汚染を未然防止するための指導をします

- i. 水環境の測定による状況把握に努めます
- ii. 水質汚濁・土壌汚染を未然防止するための指導をします

- iii. 生活排水の適正処理を推進します

- i. 騒音・振動の状況把握に努めます
- ii. 騒音・振動・悪臭による公害防止のための指導をします

- iii. 化学物質（ダイオキシン類）による環境リスクの低減に努めます

- i. 自ら行動する人を育みます
- ii. 各主体間の連携・協働を推進します

- i. あらゆる人が参加できる機会・場づくりを推進します
- ii. 情報提供・普及啓発を推進します

リーディングプロジェクト

基本目標

I

人と自然が共生し、
ゆたかな環境に親しめるまちをめざします

(I) 基本目標でめざす姿と指標

① 基本目標でめざす姿

本市は、三方を海に囲まれ、丘陵地にみどりが残るなど、首都圏にありながら水辺やみどりの自然環境に恵まれたまちです。

これらの自然環境は、私たちのゆたかな生活を支えている多様な生物の生息・生育・繁殖の場となるだけでなく、人々が身近に自然と親しむことのできる場として本市特有の景観を作り出しており、個性ある都市イメージを形成しています。

こうした自然環境を有する一方、自然災害のリスクを低減することが重要となることから、自然の地形に沿った水系単位での治水対策を行う「流域治水」の考え方や、社会資本整備にあたり自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進める「グリーンインフラ」の考え方は、まちの防災・減災面においても、重要な役割を担っています。

また、自然環境は、多様な生物が互いにつながりあい、作用することにより、バランスを保ちながら成り立っています。しかし、利便性やゆたかさを追求した私たちの営みにより、生態系バランスが崩れ、多くの種が絶滅の危機にさらされており、結果として、自然から様々な恩恵を受けている私たちの生活にも影響が表れるなど、生物多様性の確保は世界的な課題となっています。

こうした背景から、自然環境は「市民共有の財産」であるという意識を持ち、開発や人の管理が行き届かなくなったことによる自然の質の変化や、外来生物による影響を認識するとともに、生物多様性に配慮しながら、自然環境を適切に保全・創出・活用することが求められます。

また、身近に自然とふれあうことができる場としてだけでなく、災害時には、地域の避難拠点になるなど、市民生活に関わりの深い都市公園や緑地などのオープンスペースについても、整備・管理が進められた姿を目指します。

② 施策の体系

人と自然が共生し、ゆたかな環境に親しめるまちをめざします

施策の柱 1	みどりの保全・創出と活用
施策の柱 2	水辺環境の保全・創出と活用
施策の柱 3	生物多様性の保全・再生と活用
施策の柱 4	自然と調和した公園や文化的景観の保全・形成・活用

③ 基本目標達成の目安となる指標

〇〇〇年（令和〇年）〇月一部改定

2029 年度（令和 11 年度）指標

みどりの保全・創出と活用

- 緑被率（みどりの総量）の維持・向上をめざします：**54.5%**
- 近郊緑地保全区域を維持します：**1,012ha**

生物多様性の保全・再生と活用

- 自然共生サイトの面積を増やします：**193ha**

自然と調和した公園や文化的景観の保全・形成・活用

- 都市公園面積を維持し、適切な配置をめざします：**696ha**

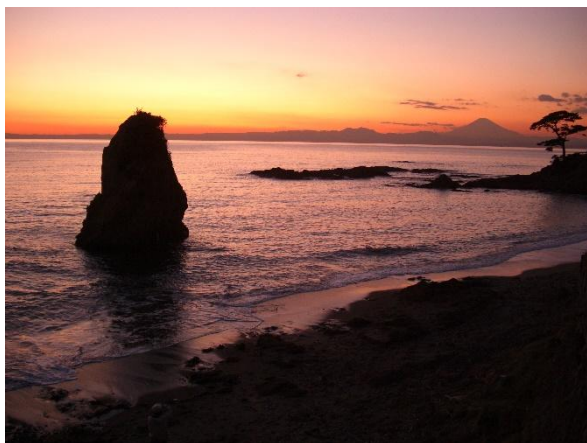


図 4-1 立石公園



図 4-2 沢山池の里山



図 4-3 谷戸と斜面緑地が近接した市街地



図 4-4 前田川

■ これまでの取り組みと課題

三浦半島の中央に位置する本市は、コンパクトな範囲に多様な自然環境が存在し、それぞれの環境に応じた植物や昆虫、水生生物、野鳥など、特徴ある生物を見ることができます。

これらの多様な生物の生息状況や課題を把握するために、博物館や自然環境活動団体と協力した自然環境調査を実施し、ゆたかな自然と親しむためのツールとして、ガイドブックを作成するほか、生物多様性の確保に関する地域の取り組みの検討する際の基礎資料として活用するなど、取り組みを進めてきました。

また、生物多様性を確保するうえで重要となる里地里山について、本市では、現在もしくは過去に水田や雑木林などが存在し、それらの要素が人々の生活にとって身近な自然環境となっている地域（里山的環境）を市民、事業者、市の連携により保全・再生・活用する事業を推進してきました。

里山的環境が有する水田や雑木林などの維持管理を継続的に行うことで、生物多様性を確保し、自然と身近にふれあうことのできる場と機会を創出しています。

一方で、かつて三浦半島には存在していなかった外来生物が多く繁殖するようになり、生態系への影響や生活被害を及ぼしていることから、特定の生物だけが突出して優位性を持つことなく、バランスを保てるよう「アライグマ」や「クリハラリス」（タイワンリス）などの特定外来生物の防除を行ってきました。

今後も、ゆたかな生物多様性がもたらす生態系サービスに関する理解や生態系保全の重要性に対する認識を深める取り組みを推進するとともに、取り組みを継続して行うための体制づくりが求められます。

また、外来生物の動向に注意を払い、生態系への被害状況や防除の必要性について、広く周知・啓発を図ることが求められます。



図 4-7 沢山池の里山（はざかけのようす）



図 4-8 沢山池の里山（田植えのようす）



図 4-9 クリハラリス（タイワンリス）

写真提供：NPO 法人三浦半島生物多様性保全



図 4-10 アライグマ

写真提供：関西野生生物研究所

■ 施策の方向と実現に向けた取り組み

〇〇〇年（令和〇年）〇月一部改定

i 生物多様性保全にかかる基本的戦略を推進します

生物多様性の状況は地域固有であることから、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みを進めるためには、各地域の特性に応じた地域戦略に基づき、様々な施策を横断的・総合的に推進することが求められます。

取り組みの推進にあたっては、本市のみどりの保全・創出・活用や生物多様性保全の基本的指針について定めた「（仮称）横須賀市みどりの基本計画・生物多様性地域戦略」（〇〇年（令和〇年）〇月策定）に基づき、生物多様性の確保に関する取り組みを推進するとともに、市内の生物多様性保全エリアの「自然共生サイト」への登録を進めるなど、本市の希少な生物や良好な自然環境の保全を効率的かつ一体的に進めます。

ii 多様な生物が生息・生育・繁殖できる地域環境を保全・創出します

生物多様性の確保のためには、様々なオープンスペースのみどりを保全・創出し、より良い状態にしていくことで、生物の生息・生育・繁殖の基盤となる場を確保することが求められます。

これまで、生物多様性を確保するうえで重要となる里山的環境の保全・再生を進め、生物の生息・生育・繁殖の基盤となる場を確保するとともに、身近な自然にふれあう場として、活用を進めてきました。

今後も地域の貴重な自然環境の変化に目を配り、里山的環境の保全・再生・活用事業など、市民、事業者、市民団体と協働した取り組みを進めるとともに、保全活動の担い手となる後継者の育成など、生物多様性の確保に関する取り組みを継続して行うための体制を整備します。

iii 外来生物対策を推進します

近年、かつて三浦半島には存在していなかった外来生物が多く繁殖するようになり、主に外来生物による生態系への影響や生活・農業被害が発生しています。

こうしたことから、被害の低減を図るため、今後も「アライグマ」や「クリハラリス」（タイワンリス）など哺乳類の特定外来生物の防除を行うとともに、三浦半島の生態系に影響を及ぼしている「オオキンケイギク」など、植物の特定外来生物の防除についても必要に応じて検討します。

また、外来生物による生態系への被害状況や防除の必要性について、広く周知・啓発を図り、継続的な監視と拡大を防ぐための取り組みを進めます。

■ 市民・事業者ができること（例）

- 里山的環境の保全・再生活動などに参加する
- 特定外来生物や有害鳥獣に関する正しい知識を身につける
- ペットは最後まで責任を持って飼う
- 本来その地域に存在しない生物を持ち込まない
- 生物を大切にし、野鳥や昆虫、植物など生物をみやみに持ち帰らない

■ これまでの取り組みと課題

これまで、一般に立ち入ることのできなかった旧軍施設（国有地）の多くが市に譲渡されたことを受け、都市公園として整備を進めたほか、買い取りや寄附により市有地となった樹林地を都市公園として位置付け、緑地保全事業を進めてきました。

こうした取り組みを進めた結果、市民一人あたりの都市公園面積は増加し、県内でも公園整備が進んでいる状況です。

また、プロスポーツチームとの連携をはじめとした官民連携事業の取り組みや、都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法である「Park-PFI」事業を進めるなど、本市の活力と個性を支える公園の整備を推進してきました。

これらの公園やオープンスペースは、市民の憩いの場となるだけでなく、生物多様性の確保の拠点や災害時の避難場所となるなど、多様な機能を有しており、市民生活を支える基盤となっている地域資源です。

こうしたことから、今後も安全に長期間使用できるよう適切な維持管理を行い、市民ニーズを踏まえた公園の整備・管理・利活用を進める必要があります。

また、本市には、公園やオープンスペースをはじめとした多様なみどりと水辺環境などの自然的景観に加え、歴史的・文化的資産が数多く存在し、自然環境とともに特徴ある景観を形成しています。

これまでも歴史的・文化的資産の調査や維持管理を進めてきましたが、先人から受け継いだ地域の自然や歴史・文化に根ざした景観、文化財などの地域資源を守り、将来へ継承していくために、適切に保存していくことが求められます。

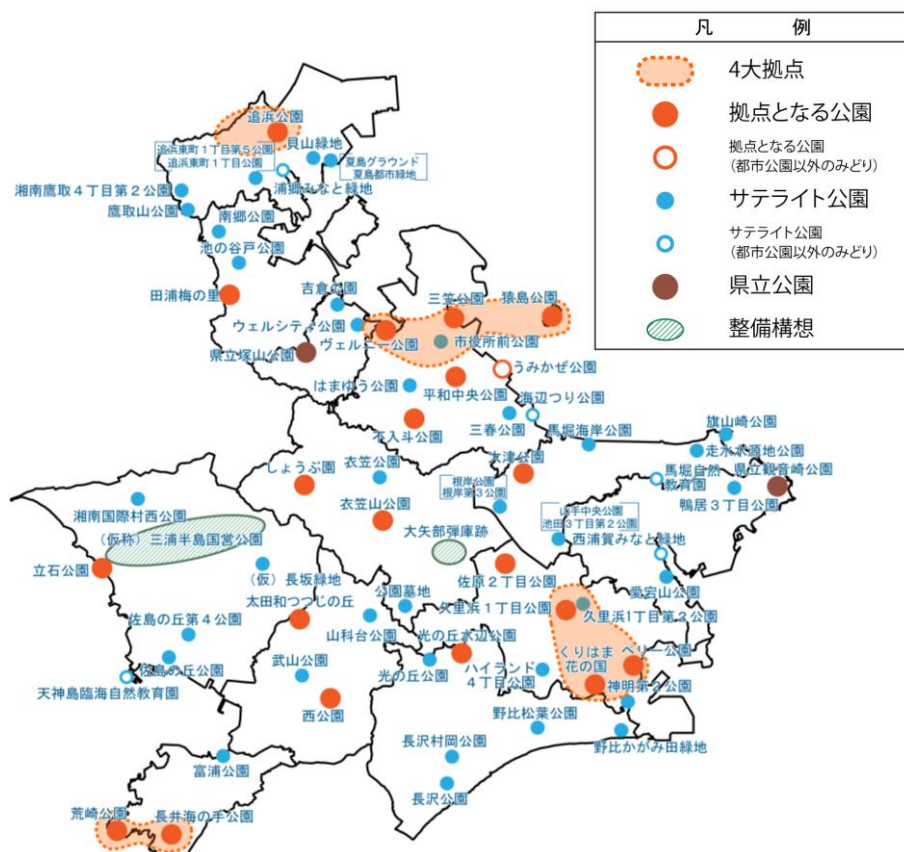


図 4-11 公園の将来像図

資料：横須賀市みどりの基本計画を一部修正

■ 施策の方向と実現に向けた取り組み

i 公園および緑地の維持・管理・利活用を推進します

公園や緑地は、市民の憩いの場や生物多様性の確保の拠点、災害時の避難場所となるなど、多様な機能を有しており、市民生活を支える基盤となっています。

また、まちの魅力や価値の向上に向けた視点からも、都市公園をより柔軟に使いこなし、多様な機能を都市、地域、市民のために発揮できるよう、取り組みを推進します。

取り組みの推進にあたっては「横須賀市都市公園の整備・管理の方針」（2022年（令和4年）3月策定）に基づき、公園・緑地の特性を活かした整備や利活用を行い、地域コミュニティや地域の活性化につなげるとともに、災害時の拠点として、安全に長期間使用できるよう維持・管理を進めます。

ii 良好な風致の維持と保全を推進します

自然的要素に富んだ景観は、都市環境の保全を図るために重要であることから、本市の多様なみどりははじめとした、自然環境と一体となって形成される良好な風致におけるみどりのあり方について検討します。

また、都市における樹林地、海浜地などの良好な自然的景観およびそれと一体となった史跡名勝などを含む区域の環境を保全し、良好な都市環境を維持することを目的として定める風致地区について、風致地区制度の運用によって適切に維持するとともに保全を推進します。

iii 地域特性を活かした文化的景観の形成を推進します

地域の自然や歴史・文化に根ざした資産は、自然環境とともに本市の文化的景観のシンボルとなっており、地域や市民の誇りとなるものです。

良好な景観形成の核となっている樹木を景観重要樹木として指定するほか、先人から受け継ぎ、守ってきた本市の歴史・文化・自然に関する資産を将来へ継承していくため、文化遺産の保存とその魅力を発信する取り組みを支援し、資源の活用を図ります。

■ 市民・事業者ができること（例）

- ボランティア活動などの取り組みへの積極的な参加
- 地域の自然環境の保全活動への積極的な参加
- 身近な歴史的遺産、文化財の保護

身近なところから生活を見直し、 循環型社会を構築するまちをめざします

(1) 基本目標でめざす姿と指標

① 基本目標でめざす姿

私たちの生活は、多くのモノによって支えられ、より便利で豊かなものになりましたが、大量生産と大量消費を繰り返す経済・社会システムは、限りある資源やエネルギーを消費し、多くの廃棄物をもたらしました。

その結果、廃棄物処理にかかる社会的コストの増大や最終処分場の不足、適正な処理がなされないまま廃棄されたものが自然環境に負荷を与えるといった問題が顕在化しています。

近年では、様々な理由により、まだ食べられるにもかかわらず食品が大量に廃棄されてしまう「食品ロス」や、プラスチック製品が適正に処分されないことで生態系に影響を及ぼす海洋プラスチックごみが大きな問題となるなど、廃棄物に関する問題も多様化しています。

本市においては「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき「3R」の取り組みを推進するとともに、ごみ処理に関する課題の解決に向け、2020年（令和2年）には、横須賀ごみ処理施設（エコミル）を稼働するなど、ごみ処理の広域化を進めてきました。

また、2020年（令和2年）9月に「海洋都市横須賀 海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」を行い、世界的な問題となっている海洋プラスチックごみに関する取り組みを推進する体制づくりを進めるなど、総合的な取り組みを推進してきました。

今後は、これまでの取り組みに加え、海洋プラスチックごみの対応や自然災害による災害廃棄物への対応、サーマルリサイクルやケミカルリサイクルといったエネルギー資源の有効活用を進めるなど、経済活動や生活様式の変化に伴うごみの質の変化を捉え、適正な処理コストの負担と安定的なごみ処理を推進していくことが求められます。

環境への負荷を低減した循環型社会を構築するためには、社会全体で資源を大切に使う意識を醸成することが求められることから、一人一人が身近なところから生活を見直し、廃棄物の減量化・資源化・適正処理のために行動することが、より一層重要となります。

② 施策の体系

身近なところから生活を見直し、循環型社会を構築するまちをめざします

施策の柱 1	ごみの減量化・資源化の推進
施策の柱 2	ごみの適正処理の推進

③ 基本目標達成の目安となる指標

〇〇〇年（令和〇年）〇月一部改定

2029 年度（令和 11 年度）指標

ごみの減量化・資源化の推進

- ごみの排出量を削減します：**104,061t（2023 年度比 7.2%削減）**
- ごみの資源化率を向上します：**33.0%（2023 年度比 0.6%向上）**

海洋都市横須賀 海洋プラスチックごみ対策アクション宣言

近年、海洋プラスチックごみによる環境汚染が世界規模の課題となっており「G20 大阪サミット」において共有された、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を 2050 年（令和 32 年）までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けた取り組みや、国の「プラスチック資源循環戦略」に基づく取り組みの推進など、プラスチックごみ対策が国内外で展開されています。

こうした背景を踏まえ、三方を海に囲まれ、豊富な海産物や美しい景観など、海から多くの恵みを受けてきた本市として、海洋プラスチック問題に積極的に取り組んでいく旨の宣言を表明しました。

私たちは、海から生まれました。

そして私たち横須賀にとって、海は特別な存在です。

豊富な海産物や美しい景観、マリンレジャーに適した環境など、豊かな海からさまざまな恩恵を受けています。

しかし、近年、海洋プラスチックごみによる環境汚染が世界規模での課題となっており、生態系、生活環境、漁業、観光等への影響が懸念されています。

この問題を解決するためには、私たち一人一人が「自分ごと」として考え、行動することが重要です。

その積み重ねにより、大きな流れをつくっていく必要があります。

「海洋都市 横須賀」として、このような機運を高めるために、市民や事業者と連携して、海洋プラスチックごみ対策のために行動することを、ここに宣言します。

令和 2 年（2020 年）9 月 15 日

海洋都市 横須賀

海洋プラスチックごみ対策アクション宣言

私たちは、海から生まれました。

そして私たち横須賀にとって、海は特別な存在です。

豊富な海産物や美しい景観、マリンレジャーに適した環境など、豊かな海からさまざまな恩恵を受けています。

しかし、近年、海洋プラスチックごみによる環境汚染が世界規模での課題となっており、生態系、生活環境、漁業、観光等への影響が懸念されています。

この問題を解決するためには、私たち一人一人が「自分ごと」として考え、行動することが重要です。

その積み重ねにより、大きな流れをつくっていく必要があります。

「海洋都市 横須賀」として、このような機運を高めるために、市民や事業者と連携して、海洋プラスチックごみ対策のために行動することを、ここに宣言します。

令和 2 年（2020 年）9 月 15 日

横須賀市長 上地 克明



YOKOSUKA

海洋プラスチックごみ対策アクション宣言

図 4-16 「海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」ロゴマーク

(2) 施策の柱ごとの方針

施策の柱Ⅰ ゴみの減量化・資源化の推進

■ これまでの取り組みと課題

国は2000年（平成12年）に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、環境負荷の少ない循環型社会を形成するための基本的枠組みを整備しました。

その後、2018年（平成30年）に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、環境的側面、経済的側面および社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として「地域循環共生圏」の形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理のさらなる推進と環境再生などを挙げています。

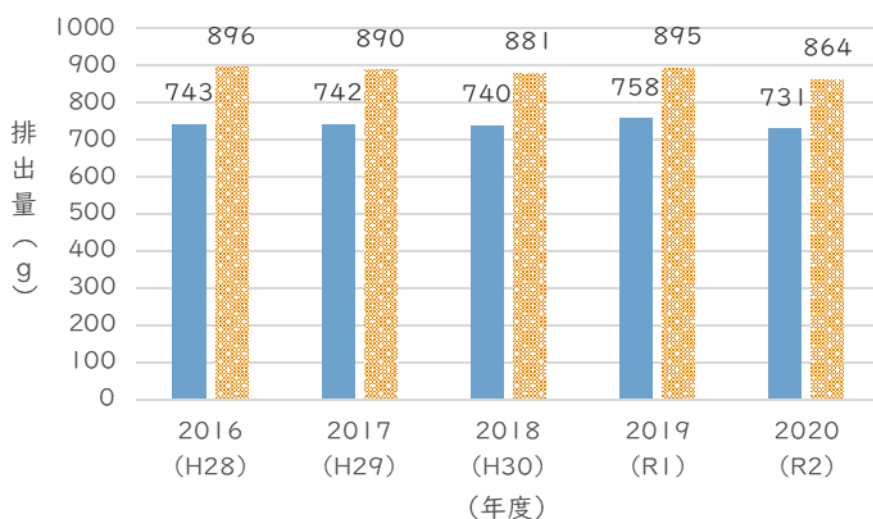
本市においても「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、継続的なごみの減量化・資源化の啓発を行うとともにリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）により可能な限りごみを出さず、やむを得ず出るごみは資源として再利用する「3R」を推進してきました。

これら各種啓発事業や、子どもたちへの体験事業を通じ、ごみの分別や資源の再利用などについての意識が向上したことにより、本市のごみの排出量は減少傾向に転じ、資源化率についても、全国平均および県内平均を上回っています。

今後も、ごみの減量化・資源化に向けた取り組みを推進するとともに、世界的な問題となっている海洋プラスチックごみや「食品ロス」に関する取り組みなど、新たな課題への対応を進めることが重要となります。

また、2020年（令和2年）7月からプラスチック製買物袋が有料化したことに伴い、レジ袋の必要性について考える機会が増えるなど、消費者の取捨選択が、ごみの削減に大きく関わっていることを認識するきっかけのひとつとなりました。

こうしたことから、ごみの減量化・資源化のためには、私たち一人一人のモノに対する意識や行動を見直し、生活や事業活動をより一層、循環型のスタイルへ転換することが求められます。



■ 1人1日排出量 ■ 1人1日排出量（集団資源回収を含む）

図 4-17 1人1日当たりのごみ排出量の推移

資料：資源循環部所管データを基に作成

■ 施策の方向と実現に向けた取り組み

i 「3R+1」の取り組みを推進します

本市ではこれまで、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の取り組みにより可能な限りごみを出さず、やむを得ず出るごみは資源として再利用する「3R」を推進してきました。

今後は、これまでの「3R」の取り組みを核としつつ、不要なものや余計なものは「断る」ことでごみを発生させないリフューズ（拒否、発生抑制）の観点を新たに加えた「3R+1」の取り組みを推進し、周知啓発活動を行います。

ii 環境にやさしいライフスタイルへの転換を推進します

環境負荷低減のためには、一人一人が、これまでの消費行動を見直し、資源を有効活用する環境にやさしいライフスタイルへ転換することが求められます。

「3R+1」の周知啓発をはじめ、プラスチック製品やごみに対する意識変容に繋がる取り組みを推進するとともに「食品ロス」に関する情報提供に努め、家庭や事業所からの「食品ロス」の削減に向けた取り組みを推進します。

iii 分別・排出のルールづくりを推進します

私たちがごみを排出する際の行動は、ごみの減量化や資源化に大きく関わっています。

ごみとして排出されたものの中には、資源として利用できるものがあるほか、正しく分別することで円滑に資源化・再利用することができると、結果としてごみの減量化につながります。

また、正しく分別されたごみは、効率よく焼却することができるため、焼却炉の寿命や最終処分場の延命につながることから、ごみの分別・排出のルールについて周知啓発を進めるとともに、必要に応じ、分別区分の検討を進めます。

iv 市民・事業者の活動を支援します

本市におけるさらなるごみの減量化・資源化を推進するには、地域レベルでの取り組みが重要となります。

町内会などの団体と資源回収業者の協力によって行われる集団資源回収の支援や「クリーンよこすか市民の会」によるまちの美化運動の支援、ごみダイエット推進員との市民協働による啓発活動など、地域で活動する市民・事業者の活動を促進します。

■ 市民・事業者ができること（例）

- 長く使えて修理しやすい製品の購入・利用
- 廃棄された後に環境への負荷が少ない製品の購入・利用
- 集団資源回収・バザーなどのリサイクル活動への協力
- 市民団体などが実施する清掃美化活動への参加

第84回 横須賀市環境審議会

第19回 横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会
部会報告

令和7年6月23日（月）

経営企画部都市戦略課ゼロカーボン推進担当

目次

1. 会議の概要

2. 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例

(1) 事務局からの見直しの主なポイント

(2) 部会で出た主なご意見等

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(1) 事務局からの見直しの主なポイント

(2) 部会で出た主なご意見等

1. 会議の概要

(1) 開催日時

- 令和7年4月23日（月）14時～16時

(2) 開催場所

- 横須賀市役所消防局庁舎3階 消防第3会議室

(3) 出席者

※全委員ご出席

- 現地出席：松本委員(部会長)、今井委員、川名委員、木本委員、小菅委員、佐藤委員
- リモート出席：小原委員、川久保委員

2. 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例

(1) 事務局からお示した内容

- 理念条例の位置付けを維持する。
- 建築物省エネ法の「再エネ促進区域制度」を活用することとした場合でも、本条例に建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備に係る説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定めることはなじまない。
- 建築物省エネ法の改正等により、省エネ基準への適合が義務付けられるほか、省エネ基準を引き上げることが予定されており、建築物に由来する排出量削減の重要性は高まりを見せている。



条例制定時から、住宅や建築物を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、省エネに関する条文に建築物に特化した方針を追記する条例改正を行う

2. 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例

(1) 事務局からお示した内容

➤ 改正素案について

(エネルギーの使用の合理化)

第12条 市は、日常生活及び事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化(一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために、徹底的に効率の向上を図ることをいう。)を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) エネルギーの消費量がより少ない電気、ガスその他のエネルギーに係るエネルギー消費機器の優先的な購入を促進するための施策

(2) エネルギー消費機器及び水道水の適切な使用により、これらの使用に伴うエネルギーの消費量を抑制するための施策

(3) エネルギー消費量がより少ない役務を優先的に利用するための施策

(4) 環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を設定し、当該目標を達成するための取組みを推進するための仕組みをいう。)を事業者に普及させるための施策

新

(5) 建築物に由来するエネルギー消費量を抑制するための施策

2. 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例

(2) 部会で出た主なご意見等

- 改正素案に対し、違和感、唐突な印象を持つ。
- その一因は、条例において、民生部門や産業部門、運輸部門といった分野の整理ができていないことが挙げられる。
- 改正素案の「建築物に由来する」という表現は、目立ちすぎている。
- 総論として、「建築物に由来するエネルギー消費量を抑制する」という主旨を条例に追加すること自体は、反対意見なし。



いただいたご意見を踏まえ、分野を整理した上で、条例改正（案）を次回の部会でお示しする予定

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(1) 事務局からお示した内容

- 以下の3項目について、ご意見をいただいた。

●促進区域（温対法）の設定について

●促進区域（建築物省エネ法）の設定について

●指標・取り組みの見直しについて

- なお、区域施策編の削減目標については、次回の部会で事務局案をお示しする予定。

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(1) 事務局からお示した内容

●促進区域（温対法）の設定について

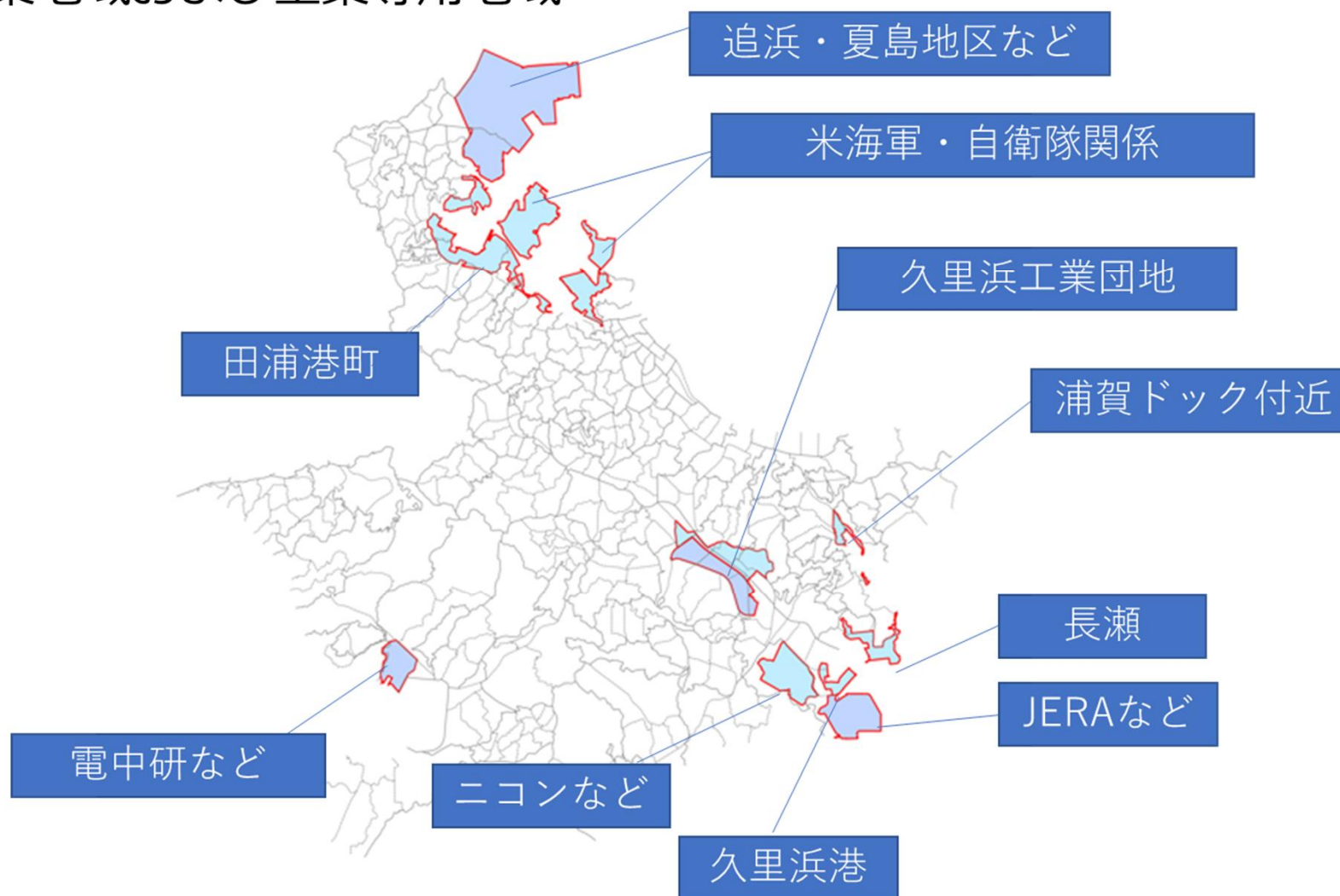
- 本市において、事業者がメガソーラーなどの大規模な再エネ導入を行う場合、表裏一体で、開発（＝自然環境の損失）が生じる懸念がある。
- 自然環境の損失の懸念が少ない区域への誘導として、本市において再エネを促進できる区域は、工業地域及び工業専用地域がふさわしいと考えている。
- 工業地域および工業専用地域において、その土地や屋根への導入を想定しており、導入ポテンシャルの観点から太陽光を促進することがふさわしいと考える。
- その他、促進区域に関する設定事項（認定件数見込み設定の必要性等）について再整理し、改めてご意見をいただく。

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(1) 事務局からお示した内容

●促進区域（温対法）の設定について

(参考) 工業地域および工業専用地域



3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(2) 部会で出た主なご意見等

●促進区域（温対法）の設定について

- 沿岸が多く、台風の際には、相当な波や風の影響を受けるエリアを促進区域とするのはいかななものか。
- 工業地域・工業専用地域に限定していることが再生可能エネルギーの導入に後ろ向きな印象を受ける。
- ソーラーシェアリングや洋上風力など、できるところで、幅広く、多様なものが取り入れられるようにすべきではないか。
- 自然環境の損失を防ぐという観点は重要だが、それを理由に「これしかできない」といった結論を導き出すのは消極的で、いかななものかと思う。
- 工業地域・工業専用地域で、太陽光発電設備を設置できる屋根は、ほぼ無いのではないか。その中で、敷地内に設置となると、どの程度のポテンシャルがあるのか。

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(1) 事務局からお示した内容

●促進区域（建築物省エネ法）の設定について

- 再エネ促進という視点からは、設定することもあると考えられる。
- しかし、環境部門のみで当該制度設計を行うことは難しい。
- 既存の建築基準法による制限内において、再エネ設備の導入は行われており、一部の再エネ設備設置事業者へ聞き取りを行ったが、形態規制緩和の需要はあまりない。
- 景観や安全面など、様々な観点を考慮する必要があると考えるため、他都市の事例を注視し、建築及びまちづくりの部門と連携しながら、時間をかけ、慎重に検討したい。
- その他、促進区域に関する設定事項等について再整理し、改めてご意見をいただく。

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(2) 部会で出た主なご意見等

●促進区域（建築物省エネ法）の設定について

- 形態規制と、その緩和を行うことになるため、行政に強い信念がないと進めることは難しいのではないか。
- 制度設計をしたところで、広がらなければ意味がない。
- 形態規制の緩和が実現すれば、横須賀の土地の利用価値が上がることにつながるのではないか。
- 昨年度から実施している重点対策加速化事業補助金において抱えている課題があるとすれば、それが少しでも解消できるようなものになればよい。
- 他都市の事例や制度活用が難しいようであれば、無理に設定する必要もない。

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(1) 事務局からお示した内容

●指標・取り組みの見直しについて

①再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数（累計）

- これまで、横須賀市地球温暖化対策地域協議会の実施する「よこすかエコポイント事業は、太陽光発電設備に関する唯一の支援策であった。
- 重点対策加速化事業費補助金制度と既存の「エコポイント」は併用不可のため、エコポイント交付件数（＝指標の実績値）は、激減する見込み。
- 重点対策加速化の補助率（額）は、エコポイント事業と比較しても非常に高いため、エコポイント交付件数が減ったとしても、重点対策の交付件数で補うことが可能ではないか。
- 現在の目標である1,000件から上方修正し、重点対策加速化事業の補助件数を含める形で進捗管理を行う。

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(2) 部会で出た主なご意見等

●指標・取り組みの見直しについて

①再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数（累計）

- エコポイント事業は、重点対策加速化事業費補助金の対象にならなかった案件の受け皿として機能しており、引き続き執行率が高い状況であった。
- 「重点対策加速化事業費補助金制度と既存の「エコポイント」は併用不可のため、エコポイント交付件数（＝指標の実績値）は、激減する見込み。」という事務局の見込みは、事実と異なる。
- 既存のエコポイント交付件数が活かされるという点を踏まえ、重点対策加速化事業補助の計画値を上乗せする方向で検討されたい。

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(1) 事務局からお示した内容

●指標・取り組みの見直しについて

②藻場の保全活動対象面積

- 水産多面的機能発揮対策事業（藻場の保全）として、藻場保全事業（ウニ駆除・アイゴ駆除）を行っている活動区域や、藻場の再生・保全の取り組みを行う区域の面積を目標値として設定している。
- 令和6年度には、企業版ふるさと納税を活用した、藻場の再生に関する取り組みを実施した。
- 藻場を造成しても、食害や潮流の影響で定着しないことや、資金面や人手の面で課題が多いことなど、当初想定した以上に、藻場の再生や保全に関する取り組みが難しい状況。



目標設定時の認識と実情に乖離がある状態。
過大な数値設定を見直し、現実在即した項目や数値に修正したい

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(1) 事務局からお示した内容

●指標・取り組みの見直しについて

②藻場の保全活動対象面積

【見直し案－1】

- ・既存の指標である「藻場の保全活動対象面積 200ha」を維持
- ・加えて、新たに別の指標を設定する

【見直し案－2】

- ・既存の指標である「藻場の保全活動対象面積 200ha」を取り下げ
- ・新たに別の指標へ置き替える

➤ 上記2案についてのご意見

➤ その他ふさわしい指標の示し方があるか、ご意見をいただきたい

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(2) 部会で出た主なご意見等

●指標・取り組みの見直しについて

②藻場の保全活動対象面積

- 現状、藻場の回復は、非常に難しい印象を持つが、海の環境回復という視点では継続しないといけないのではないかという思いがある。
- 地域によっては鉄鋼スラグなどを活用し、藻場の再生が行われたという例もあるので、情報をアップデートし、活用できるものを取り入れていくべき。
- ブルーカーボンクレジットの認証面積は極めて小さいため、期待や希望が消えてしまう印象があるため、期待値として残してもいいと思う。
- 過去と比較し、ブルーカーボンの実態を把握する手法も進歩しているものと思うので、把握できるよう努めるべき。

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(1) 事務局からお示した内容

●指標・取り組みの見直しについて

③緑被率について

- 「緑被率と吸収源は直結しない」とのご指摘をいただいたが、里山に関する指標がないため、関連性が高いものを選択している。
- 横須賀市みどりの基本計画において掲げられている目標の「みどりの量の維持・向上」に関する指標からスライドして設定しており、現在、同時に見直しを行っている「みどりの基本計画」における指標とリンクするよう、見直しを含め、検討したい。



- 特段のご意見なし。
- 引き続き、関連計画と整合を図る。

第19回 横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会

「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」 の見直しについて

令和7年4月28日（月）

経営企画部都市戦略課ゼロカーボン推進担当

目次

1. 前回の会議で事務局からお示した内容
2. 前回の会議でいただいたご意見
3. 条例の見直し（素案）
4. 見直しにあたり考慮する点
5. 今後のスケジュール

1. 【前回】事務局からお示した内容

(1) 条例の性質と見直しの根拠について

- 令和3年(2021年)10月に施行した「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」は、脱炭素社会への移行に向けた基本理念を定め、各主体の責務を明らかにすることを目的としている
- 脱炭素社会への移行に向けた取り組みの方向性を示し、講ずべき施策を列挙しているが、当該条例に基づく具体的な施策や取り組みについては、実行計画において位置付けている
- 第18条の見直し規定に基づき、見直しを行う



【事務局の考え方】

理念条例であることを踏まえ、これまでどおり個別具体の施策を条例に記載することなどは行わず、並行して見直しを行っている
「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」において対応したい

1. 【前回】事務局からお示した内容

(2) 建築物省エネ法への対応について

- 建築物省エネ法における「再エネ促進区域制度」を活用する場合、市町村は、促進計画を策定することで、建物の容積率、建蔽率、高さに係る制限を緩和し、区域内の再エネ促進を図ることができる
- 促進計画の策定と併せ、市町村の条例において、建築士の説明義務の対象となる建築物の用途や規模を位置付ける必要がある



【事務局の考え方】

- ・ ゼロカーボンの理念条例の中に、建築にかかる具体的な要件を追加することは、なじまない
- ・ 建築基準法に基づく許認可は、都市部において実施している
- ・ よって、建築物省エネ法における「再エネ促進区域制度」を設定する場合は、他の条例に位置付けるか、新規の条例を制定するか、都市部と協議する必要があると考えている

2. 【前回】いただいたご意見

(1) 条例の性質について

- 条例は基本的に理念条例のままとし、具体的な内容は計画に記載する、という棲み分けが良い。

(2) 建築物省エネ法への対応について

- 建築部門の考え方も踏まえた議論が必要ではないか
- 仮に建築物省エネ法の「再エネ促進区域制度」を活用とした場合、建築基準法や都市計画の内容、建蔽率などの具体的な数値を理念条例に記載するのは、違和感がある
- しかしながら、建築物由来の排出量削減の重要性は高まっている背景を踏まえ、省エネの推進に関する第12条に建築物に特化した方針を追記してはどうか

3. 条例の見直し（素案）について

(1)改正の理由

- 建築物省エネ法の改正により、2025年4月以降に着工する原則全ての住宅・建築物について、省エネ基準への適合が義務付けられた
- 脱炭素社会の実現に向け、既存建築物のZEB化や省CO2化の取組を加速させるため、2030年までに省エネ基準をZEH・ZEB水準まで引き上げる予定
- 建築物省エネ法において、再生可能エネルギー利用設備の導入促進のため、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度が創設された



上記の点を踏まえ、住宅・建築物を取り巻く環境が
条例制定時から変化したため、本条例を改正する

3. 条例の見直し（素案）について

(2)改正素案

(エネルギーの使用の合理化)

第12条 市は、日常生活及び事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化(一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために、徹底的に効率の向上を図ることをいう。)を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) エネルギーの消費量がより少ない電気、ガスその他のエネルギーに係るエネルギー消費機器の優先的な購入を促進するための施策
- (2) エネルギー消費機器及び水道水の適切な使用により、これらの使用に伴うエネルギーの消費量を抑制するための施策
- (3) エネルギー消費量がより少ない役務を優先的に利用するための施策
- (4) 環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を設定し、当該目標を達成するための取組みを推進するための仕組みをいう。)を事業者に普及させるための施策

新

(5)建築物に由来するエネルギー消費量を抑制するための施策

4. 見直しにあたり考慮する点

- 条例制定時の主旨と改正理由の合理性

⇒ 条例制定時のパブリック・コメントにおいて、「条例に記載のない施策についても、必要に応じて実行計画の中で定めることを検討していく」こととしている

- 他の条文との整合

⇒ 新規追加する条文の表現の可否

⇒ 「建築物」に関する規定のみ詳細になっていないか

【事務局の考え方】

いただいたご意見を踏まえ、エネルギー使用の合理化（省エネ）に関する事項を定めた第12条へ「建築物」に特化した表現を追加する。

素案を踏まえ、改めてご意見をいただきたい。

5. 今後のスケジュール（予定）

令和7年度	令和7年6月	随時 部会開催 (約2回)	● 第84回環境審議会
	令和7年8月		● 第85回環境審議会
	令和7年10月		● 第86回環境審議会 ◇ パブリック・コメント（PC）手続
	令和7年12月		● 第87回環境審議会（答申） PC手続結果報告、条例見直し最終案
	令和8年3月		◇ 市議会への報告
令和8年度	令和8年4月		◇ 条例施行

第19回 横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会

「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」 の見直しについて

令和7年4月28日（月）

経営企画部都市戦略課ゼロカーボン推進担当

目次

1. 本日ご意見をいただきたい事項について
2. 促進区域（温対法）の設定について
3. 促進区域（建築物省エネ法）の設定について
4. 指標・取り組みの見直しについて
5. 今後のスケジュール

1. 本日も意見をいただきたい事項

以下の事項について、ご意見をいただきたい

- 促進区域（温対法）の設定について
- 促進区域（建築物省エネ法）の設定について
- 指標・取り組みの見直しについて

※区域施策編の削減目標については、次回お示しすることとしたい

2. 促進区域（温対法）の設定について

(1) 【前回】事務局からお示した内容

- 以下の促進区域を設定することとしたい。
- 【対象とする再エネ】 太陽光発電
【対象とする区域】 工業地域、工業専用地域
【設 定 理 由】
 - ・ 大規模にパネルを設置しやすい工場での設置を推進
 - ・ 敷地が広いため周囲への影響が出にくい
 - ・ 自然への影響が少ない



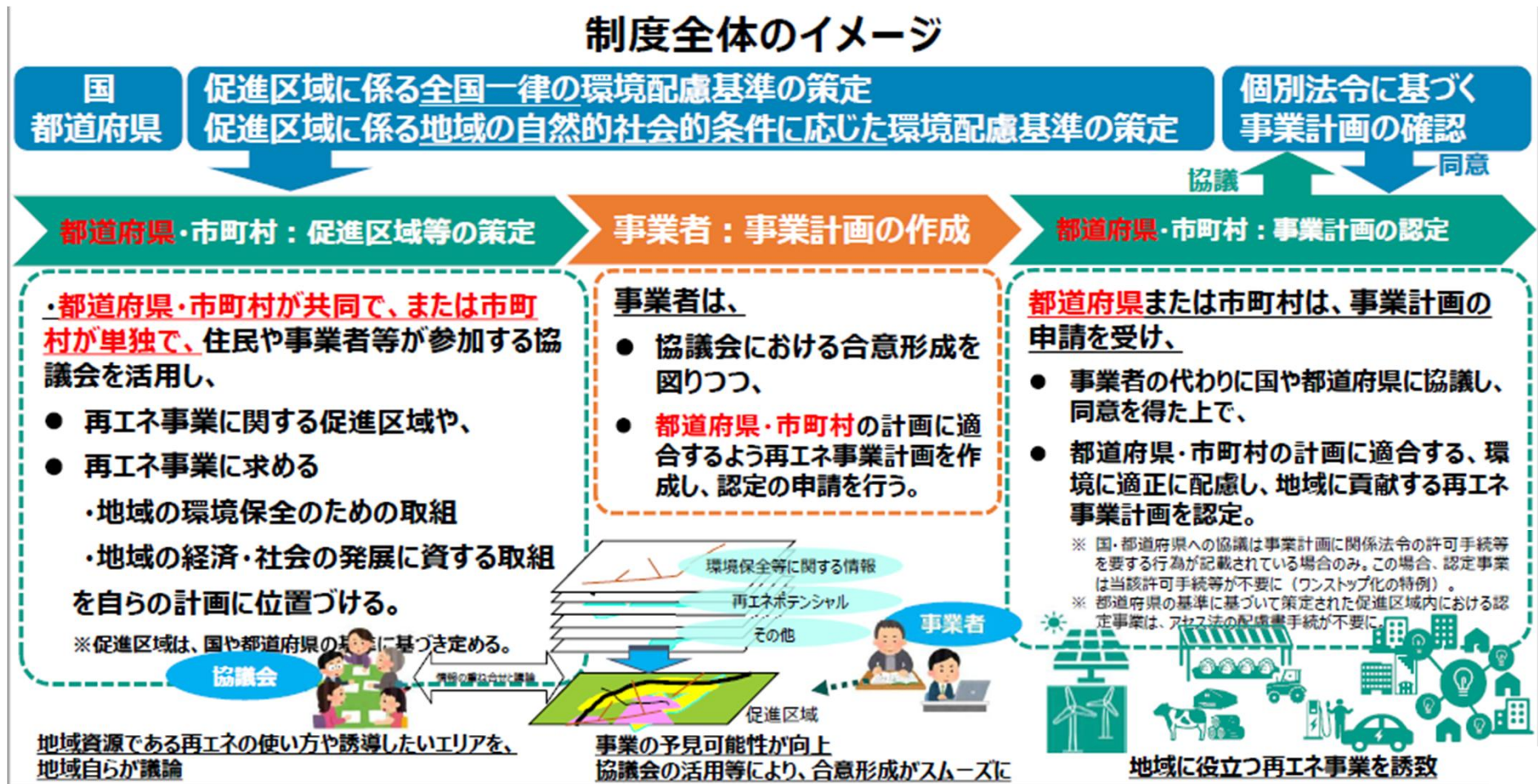
【事務局の考え方】

促進区域の制度内容や設定事項について、再整理したうえで、改めてご意見をいただきたい

2. 促進区域（温対法）の設定について

(2) 制度内容

- 市町村が、再エネを促進する区域や、再エネ事業に求める環境保全、地域貢献の取り組みを自らの計画に位置付け、適合する事業計画を認定する仕組み（＝規制を行うものではない）



（出典：環境省資料より抜粋）

2. 促進区域（温対法）の設定について

(3) 制度活用の特長・効果

地方公共団体

- 地元関係者との合意形成

⇒適切に設定された区域への再エネ事業の呼び込み（適地誘導）
地域での合意形成に貢献し、トラブルの未然防止につながる

- 地域環境・地域資源の保全

⇒環境に配慮した立地誘導を促進し、環境破壊を回避する
また、環境配慮要件を事業者を求めることができる

- 地域社会・経済への貢献

⇒地域貢献要件を設定することにより、事業者に対し、地元雇用等の地域貢献を求めることが可能

事業者

- ワンストップ化特例の活用

⇒複数機関への個別調整が市町村による一括手続きに代替される

- 国庫補助に関するインセンティブ

⇒環境省補助事業において、促進区域内で実施される再エネ事業に関して、審査における優先採択や加点措置を実施

2. 促進区域（温対法）の設定について

(4) 設定事項について

- 区域施策編において、次の事項をすべて定める必要がある

○地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条第5項

市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
- 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
- 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
- イ 地域の環境の保全のための取組
- ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

- 目標には事業認定件数見込み、導入見込みの発電設備容量目標、見込みを達成する年限等について、定める必要がある
- 区域設定にあたっては、国の環境保全に係る基準または都道府県基準を踏まえ、設定できない区域やポテンシャルを踏まえる必要がある

2. 促進区域（温対法）の設定について

(5) 区域設定について

前回の部会においていただいたご意見

- 対象区域について、限定しすぎているのではないか
- 区域としては狭い印象で、伸びるイメージが沸かない
- 自然環境という観点から考えると、工業地域に区切ることも意味はあるのではないか



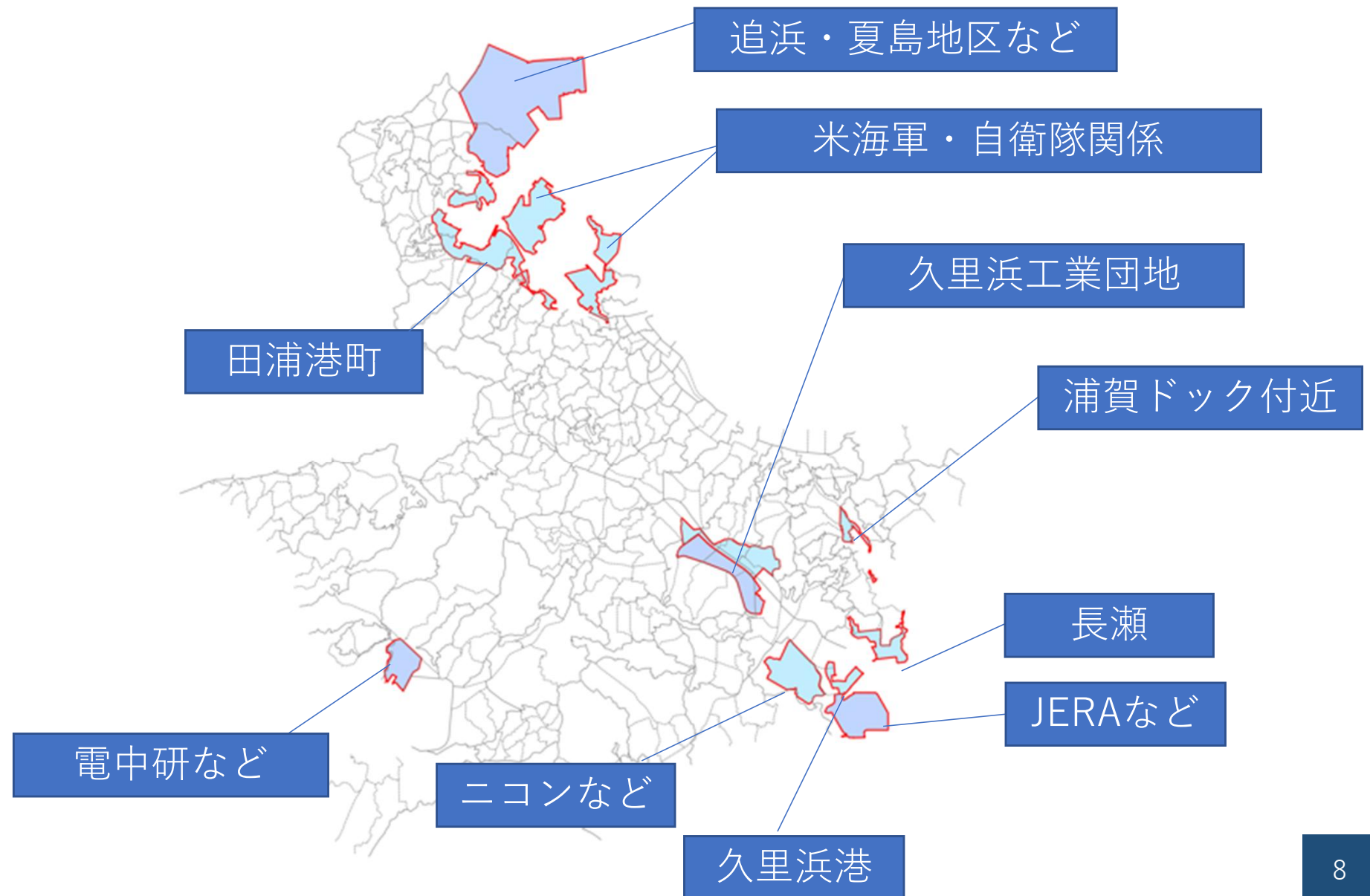
【事務局の考え方】

本市において、事業者がメガソーラーなどの大規模な再エネ導入を行う場合、表裏一体で、開発（＝自然環境の損失）が生じる懸念がある

自然環境の損失の懸念が少ない区域への誘導として、本市において再エネを促進できる区域は、工業地域及び工業専用地域がふさわしいと考えている

2. 促進区域（温対法）の設定について

（参考）工業地域および工業専用地域



2. 促進区域（温対法）の設定について

(6) 再エネ種別について

前回の部会においていただいたご意見

- 対象とする再エネ種別について、限定しすぎているのではないか
- 太陽光のみで伸びるイメージが沸かない



【事務局の考え方】

本市において再エネを促進できる区域としては、工業地域及び工業専用地域がふさわしいと考えている

工業地域および工業専用地域において、その土地や屋根への導入を想定しており、導入ポテンシャルの観点から太陽光を促進することがふさわしいと考える

（なお、排熱利用は促進区域に該当しない）

2. 促進区域（温対法）の設定について

(7) その他

- 当該促進区域を設定し、事業者から促進事業計画の認定を求められた場合、温対法に基づく地方公共団体実行計画協議会に準ずる会議体として、環境審議会において事業計画が適合するものか、協議を行うこととなる



【事務局の考え方】

温対法に基づく促進区域の設定について、「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」に定める区域施策編とは別に、当該地域脱炭素化促進事業の目標等の設定が必要となり、他自治体での取り組み事例なども調査し、部会や関係者にヒアリングするなど情報収集し、引き続き促進区域の導入について、継続的に議論していきたい。

3. 促進区域（建築物省エネ法）の設定について

(1) 【前回】事務局からお示しした内容

- 再エネを促進していく観点からは、設定した方が良いでしょう。
- 建蔽率の緩和に伴う空地の減少による防災面への影響や、建物屋上へのソーラーカーポート等の設置に伴う景観への影響が発生する恐れあり。まちづくりと一体的に考える必要がある。
- 建築士に対し、建築主への説明義務を課すことになる。
- したがって、まちづくりの部門と連携しながら、慎重に検討したい。



【事務局の考え方】

促進区域の制度内容や設定事項について、再整理したうえで、改めて、必要性等についてのご意見をいただきたい

3. 促進区域（建築物省エネ法）の設定について

(1) 【前回】事務局からお示した内容

①促進区域（建築物省エネ法）の概要

制度の概要

○市町村は、基本方針に基づき、建築物への再エネ利用設備の設置の促進を図ることが必要であると認められる区域について、促進計画を作成することができる。



行政区域全体を設定



一定の街区等を設定

計画
公表

※ 住民の意見を踏まえ、気候・立地等が再エネ設備の導入に適した区域を設定。

【促進計画に定める事項（法第67条の2第2項）】

- ・ 再エネ利用促進区域の位置、区域
- ・ 設置を促進する再エネ利用設備の種類
- ・ 建築基準法の特例適用要件に関する事項

○再エネ利用設備の種類については、国土交通省令で定める再エネ利用設備（下表はその案）から、市町村が選択

次の再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備	太陽光／風力／水力／地熱／バイオマス
次の再生可能エネルギー源を熱源とする熱を利用するための設備	太陽熱／地熱／雪又は氷その他の自然界に存する熱（大気中の熱及び前出の地熱・太陽熱を除く）／バイオマス

計画区域内に適用される措置

建築士による再エネ導入効果の説明義務

- ・ 建築主に対し、設置可能な再エネ設備を書面で説明
- ・ 条例で定める用途・規模の建築物が対象

市町村の努力義務（建築主等への支援）

- ・ 建築主に対し、情報提供、助言その他の必要な支援を行う
（例：再エネ利用設備の設置に関する基本的な情報や留意点）

建築主の努力義務（再エネ利用設備の設置）

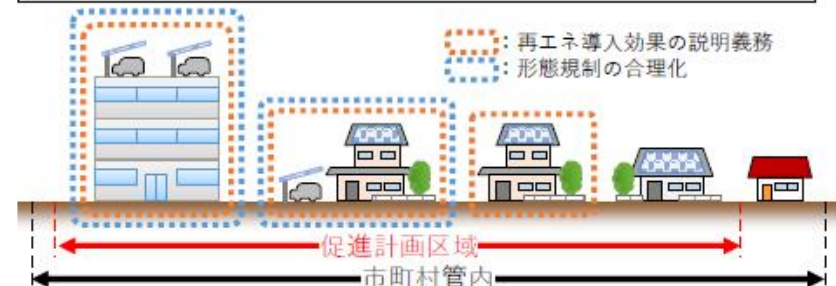
- ・ 区域内の建築主に対し、再エネ利用設備を設置する努力義務

形態規制の合理化

- ・ 促進計画に定める特例適用要件に適合して再エネ設備を設置する場合、建築基準法の形態規制について、特定行政庁の特例許可対象とする

【特例許可の対象規定（建築基準法）】

- ・ 容積率 ・ 建蔽率
- ・ 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ
- ・ 高度地区内における建築物の高さ



3. 促進区域（建築物省エネ法）の設定について

(2) 制度概要

- 令和4年6月に建築物省エネ法が改正され、建築物分野においても、省エネルギーの徹底に加え、再生可能エネルギーの利用拡大の取り組みを強化するための措置が加わった
- 再エネ設備の導入促進に向けた「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」の適用が可能となる
- 市町村が「促進計画」を定めることで、計画に定める促進区域内において、建築士の説明義務や形態制限の緩和など、再エネ設備の設置を促進する措置を講ずることが可能

（促進区域内の適用措置）

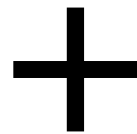
- ① 市町村の努力義務（再エネ利用設備設置の情報提供、動機付け）
- ② 建築主の努力義務（再エネ設備の設置に努める）
- ③ 建築士の説明義務（再エネ設備について、建築主への説明）
- ④ 形態制限の緩和（容積率・建蔽率・高さの規定緩和）

3. 促進区域（建築物省エネ法）の設定について

(3)促進計画について

促進計画において定める事項は次のとおり

- 促進区域の位置及び区域
- 再エネ利用設備の種類
- 促進区域内において、再エネ利用設備を設置する建築物について建築基準法の特例許可の適用を受けるための要件に関する事項



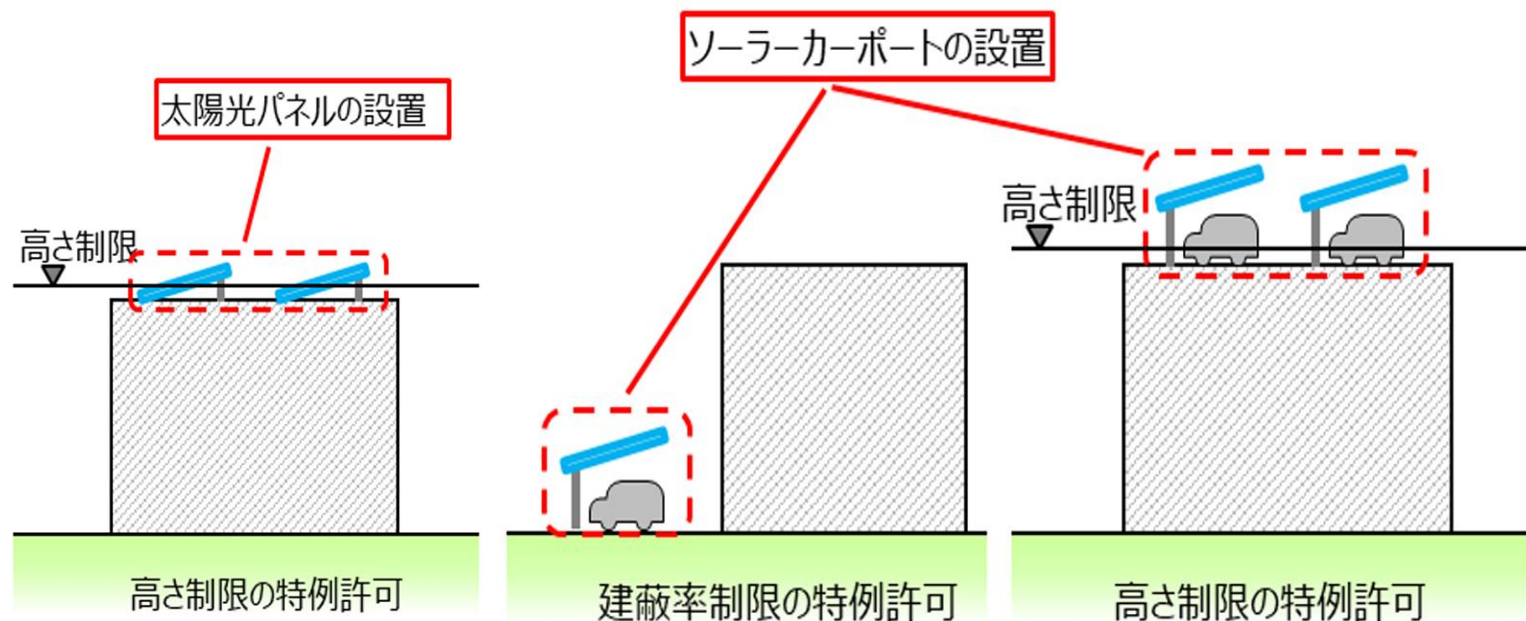
条例において定める事項

- 説明義務の対象となる建築物の用途・規模を市町村の条例で定める必要がある

3. 促進区域（建築物省エネ法）の設定について

(4)形態制限の緩和について

- 促進区域内において、建築基準法の制限を緩和し、許可できる
 - ①容積率（建築基準法第52条）
 - ②建蔽率（同法第53条）
 - ③建築物の高さ（同法第55・58条）



3. 促進区域（建築物省エネ法）の設定について

(5) 許可基準について

- 促進計画に定めた特例適用要件に適合した建築物であり、別途定める許可要件を満たす場合に、形態制限の緩和が可能

容積率 (建築基準法第52条)	特定行政庁が <u>交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない</u> と認めたもの
建蔽率 (建築基準法第53条)	特定行政庁が <u>安全上、防火上及び衛生上支障がない</u> と認めたもの
絶対高さ [※] (建築基準法第55条)	特定行政庁が <u>低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがない</u> と認めたもの
高度地区 (建築基準法第58条)	特定行政庁が <u>市街地の環境を害するおそれがない</u> と認めたもの

※ 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ

(出典：国土交通省資料より抜粋)

条例の見直し部分にも共通するが、環境部門のみで制度設計を行うことは難しいのではないかという懸念がある

3. 促進区域（建築物省エネ法）の設定について

【本市建築部門の見解】

- 建築物 1 棟ごとに防災面などの審査を実施しているため、促進区域が導入されたとしても特段の影響はないものとする

【再エネ設備設置事業者へのヒアリング】

- 再エネ設置事業者にヒアリングしたところ、建築基準法の形態規制（高さ制限・建蔽率・容積率）緩和に対する需要は、ほとんどない



【事務局の考え方】

「再エネ促進」という一面的な視点からは、設定することも考えられるが、既存の建築基準法による制限内で設備導入を行うことは、不可能ではない

景観や安全面など様々な観点を考慮する必要があると考えるため、他都市の事例を注視し、建築及びまちづくりの部門と連携しながら、時間をかけ、慎重に検討したい

4. 指標・取り組みの見直しについて

(1) 【前回】事務局からお示した内容

基本方針	現状の指標項目	目標値
1	再生可能エネルギーの発電容量（累計）	100,000kW
	再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数（累計）	1,000件
	公共施設への再生可能エネルギー発電設備の設置割合	50%
2	ZEHに資する設備への助成件数	500件
	環境問題に関する講習会やセミナーの開催回数	10回
	市役所のエネルギー使用量の削減率	18%
3	次世代自動車および充電設備の導入助成件数	500件
	緑被率	54.5%
	藻場の保全活動対象面積	200ha
	熱帯夜日数の推移 ※経過観察が目的のモニタリング指標	—
4	ごみの排出量	111,222t
	1人1日当たりの一般廃棄物の排出量	810g/人・日
	資源化率	33.6%

4. 指標・取り組みの見直しについて

(2) 【前回】いただいたご意見

①再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数（累計）について

- 防災の観点などを踏まえ、目標数値を上げることは可能ではないか

②藻場の保全活動対象面積について

- 藻場の保全活動面積の数値は、実現がかなり厳しい数値であり、現実
に即したものに
見直しを行うべきではないか
- 目標に向けて何をすべきか考え、指標数値は下げる（見直す）べきで
はないのではないか

③緑被率について

- 吸収源について、緑被率と吸収量は直結しないのではないか

4. 指標・取り組みの見直しについて

(3)指標・取り組みの見直し

①再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数（累計）

- 横須賀市地球温暖化対策地域協議会の実施する「よこすかエコポイント（以下、「エコポイント」という）」事業における太陽光発電システム及び定置用リチウムイオン蓄電システム導入者へのポイント交付件数を目標値として設定（太陽光発電設備に関する唯一の支援策）
- 環境省より採択を受け、令和6年7月から重点対策加速化事業費補助金制度を創設し、太陽光発電設備及び蓄電池への補助を開始
- 重点対策加速化事業費補助金制度と既存の「エコポイント」は併用不可のため、「エコポイント」交付件数は激減する見込み

4. 指標・取り組みの見直しについて

(3)指標・取り組みの見直し

①再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数（累計）



(事務局の考え方)

重点対策加速化事業の補助件数も込みで進捗管理を行う。

重点対策加速化事業の補助メニューには、個人向けと事業者向けがあり、要件等が異なるが、従来のエコポイントの交付対象は、個人向けであった。

これまで同様に「個人向け」の補助件数をカウントすることとした場合、エコポイントの申請減分と重点対策加速化の補助件数増加分が相殺されてしまうことが考えられる

一方、重点対策加速化の補助率はエコポイント事業と比較しても、非常に高いため、民生部門における太陽光発電設備導入のきっかけになることを見込み、現在の目標である1,000件から上方修正することがふさわしいのではないか **(ただし重点の方が要件は厳しい)**

4. 指標・取り組みの見直しについて

(3)指標・取り組みの見直し

②藻場の保全活動対象面積

- 水産多面的機能発揮対策事業（藻場の保全）として、藻場保全事業（ウニ駆除・アイゴ駆除）を行っている活動区域や、藻場の再生・保全の取り組みを行う区域の面積を目標値として設定
- 令和6年度には、企業版ふるさと納税を活用した、藻場の再生に関する取り組みを実施
- 藻場を造成しても、食害や潮流の影響で定着しないことや、資金面や人手の面で課題が多いことなど、当初想定した以上に、藻場の再生や保全に関する取り組みが難しく、数値を過大に設定してしまった



(事務局の考え方)

当初の認識と実情に乖離がある状態であり、過大な数値設定より現実に即した項目や数値設定を行いたい

4. 指標・取り組みの見直しについて

(3)指標・取り組みの見直し

②藻場の保全活動対象面積

【見直し案ー1】

- ・現在の200haの根拠は、環境省の研究機関が調査した数値を元に、横須賀区域藻場面積を2000年「1,715ha」、2020年「595.8ha」
- ・上記減少幅で計算すると2010年「1,155.4ha」となる
- ・2050年までに2010年の藻場の状態に再生するには30年で「560ha」回復させなければならず、2030年までに「約187ha」を回復させる目標値となる。
- ・現在は「水産多面的機能発揮対策事業」の活動実績をカウントしている

- ・既存の指標である「藻場の保全活動対象面積 200ha」は残す
- ・加えて、新たに「別の指標」を新設する

⇒例) ブルーカーボンプレジット認証面積など

4. 指標・取り組みの見直しについて

(3)指標・取り組みの見直し

②藻場の保全活動対象面積

【見直し案－2】

200haという数値は、実情とはあまりに乖離しており、実現可能性が低い数値のため、取り下げる。

また、現在行っている保全、再生の活動面積を新たな指標とする

⇒活動対象事業例として、

「水産多面的機能発揮対策事業（ウニの駆除活動面積）」

「ブルーカーボンクレジットの認証面積」 など

併せて、別途開催する「横須賀市ブルーカーボン推進検討会」等における意見を踏まえ、その他ふさわしい項目があれば、検討したい

【事務局の考え方】

お示しした2案についてのご意見、およびその他ふさわしい指標の示し方があるか、ご意見をいただきたい

4. 指標・取り組みの見直しについて

(3)指標・取り組みの見直し

③緑被率について

- ご指摘のとおり、緑被率と吸収源は直結しない
- 「横須賀市みどりの基本計画」において掲げられている目標の「みどりの量の維持・向上」に関する指標からスライドして設定
- 里山に関する指標がないため、関連性が高いものを選択



【事務局の考え方】

現在、同時に見直しを行っている「みどりの基本計画」におけるみどりの保全と創出に関する指標とリンクするよう、見直しを含め、検討したい

5. 今後のスケジュール（予定）

令和7年度	令和7年6月		● 第84回環境審議会
	令和7年8月		● 第85回環境審議会 ◇ パブリック・コメント（PC）案
	令和7年10月		● 第86回環境審議会 ◇ パブリック・コメント（PC）手続
	令和7年12月		● 第87回環境審議会（答申） PC手続結果報告、計画見直し最終案
	令和8年3月		◇ 計画見直しを市議会への報告
令和8年度	令和8年4月		◇ 運用開始

第 25 回横須賀市環境審議会みどり政策推進部会 報告書

1 日 時

令和 7 年 5 月 1 日（木） 14 時から 16 時まで

2 場 所

横須賀市役所本庁舎 3 階 301 会議室

3 出席者

（1）部会委員及び専門委員（8 名）

高梨委員（部会長）、飯島委員、沖山委員、寛委員、川田委員、名執委員、萩原委員、林委員、矢部委員

（2）事務局職員（5 名）

自然環境・河川課：引本課長、内田課長補佐、森塚担当

自然環境保全・活用担当課：鈴木担当課長、宮川主任

4 会議の概要

「横須賀市みどりの基本計画」の改定について

（1）横須賀市みどりの基本計画改定の趣旨説明

現行の横須賀市みどりの基本計画の策定（平成 28 年 3 月）から令和 7 年度で 10 年が経過し、目標年度を迎えるため、本計画の改定を行うものである。

緑の基本計画は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき定められる「緑の基本方針」及び「緑の基本方針」を基に都道府県が定める「緑の広域計画」と整合を図り、策定されるものになる。都市緑地法は令和 6 年に改定され、まちづくり GX（緑地の保全及び緑化の推進）を推進していくものとし、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、都市において緑地の質・量両面での確保等を推し進めるものとなった。

改定計画ではまちづくり GX の考えや都市緑地法改正の方針を取り入れることに加え、現行計画でも緑化の保全及び推進等の施策で取り組んできた生物多様性について、目標を設定し施策等を明らかにすることで、生物多様性地域戦略としても位置付けられる計画とする。

今回の部会では、前回（第 24 回）の部会にていただいた意見への対応と、それらを基に作成した計画の骨子について説明した。

(2) 説明のポイント

- ・ 前回の部会の意見と対応
- ・ 計画の基本理念、将来像、目標について
- ・ 計画の施策の体系と主な変更点について

＜※参考：現行計画の施策の評価と新計画案の施策は別紙参照＞

(3) 主なご意見等

①生物多様性について

- ・ 計画策定にあたって、生物多様性地域戦略を兼ねるということであれば、本計画の中で生物多様性という言葉をやいろいろなところで記載した方がいい。
- ・ 生物多様性について、どのような考えで横須賀らしい施策を行っていくか、ということに記載しないと一般的な考え方と差別化できない。
- ・ 生物多様性をどのような指標で捉えて、土地利用や空間づくり、施設づくりに活かしていくかを明確にしないと具体的な取り組みとして展開できないのではないかな。
- ・ 生物多様性を守っていけば持続可能に活用できるということを市民に分かりやすく伝えなくてはいけない。市民に対して、里山や水辺の活用が具体的にどういうものを普及していくのが大事である。これについては活用事例を市民に聞いて把握していくこともできるのではないかな。
- ・ 市民に生物多様性を普及するのは困難である。そこで、博物館に生物多様性普及センターと銘打った機能を持たせてもいいのではないかなと思っている。

②SDGs について

- ・ SDGs の説明について、社会・経済が自然資本の上に成り立っていることを市民に理解してもらうために、自然資本に対する危機感を持つような表現を盛り込んでいただきたい。

③みどりのネットワークについて

- ・ みどりのネットワークに関して、市内のことだけではなく、市外とのみどりの繋がりも含めて、横須賀は重要な位置づけになることを明記していくとよいのではないかな。

④防災について

- ・ 防災の観点において、流域をベースにして防災モデルを考えていくことが大切ではないかな。流域に特徴のある前田川はモデル地区になり得る。その中で樹林の管理をどうしていくかを考えていくことが重要であり、生物多様性にも絡む内容である。

⑤農地について

- ・市内の農地の荒廃が進んでいるなかで、いかに稼げる農業をしていくかを市と協同して検討している。特によこすか野菜の市内外への宣伝をしており、今後もこういった取り組みにおいて市と協力して農地の保全を進めていきたい。
- ・農地を保全すると記載するだけでなく、これまで行ってこなかった、その先の内容についても検討していくことをお願いしたい。

⑥環境教育について

- ・子どもにとって環境の現状を知ることと、それらの環境が保全すべきものなのか、再生するものなのかといった側面まで学べたほうがよいのではないかと思う。

「横須賀市みどりの基本条例」の見直しについて

（１）横須賀市みどりの基本条例の趣旨説明

みどりの基本条例第 23 条で 5 年以内ごとに見直しを行うものと定めており、令和 7 年度に前回の改正から 5 年が経過することから、今回見直しを検討する。

（２）説明のポイント

- ・前回の部会の意見と対応
- ・条例の改定素案の説明（みどりの機能や役割について記載の箇所に、生物多様性の文言を追記。また、みどりの基本計画と生物多様性基本法との整合規定を追加。）

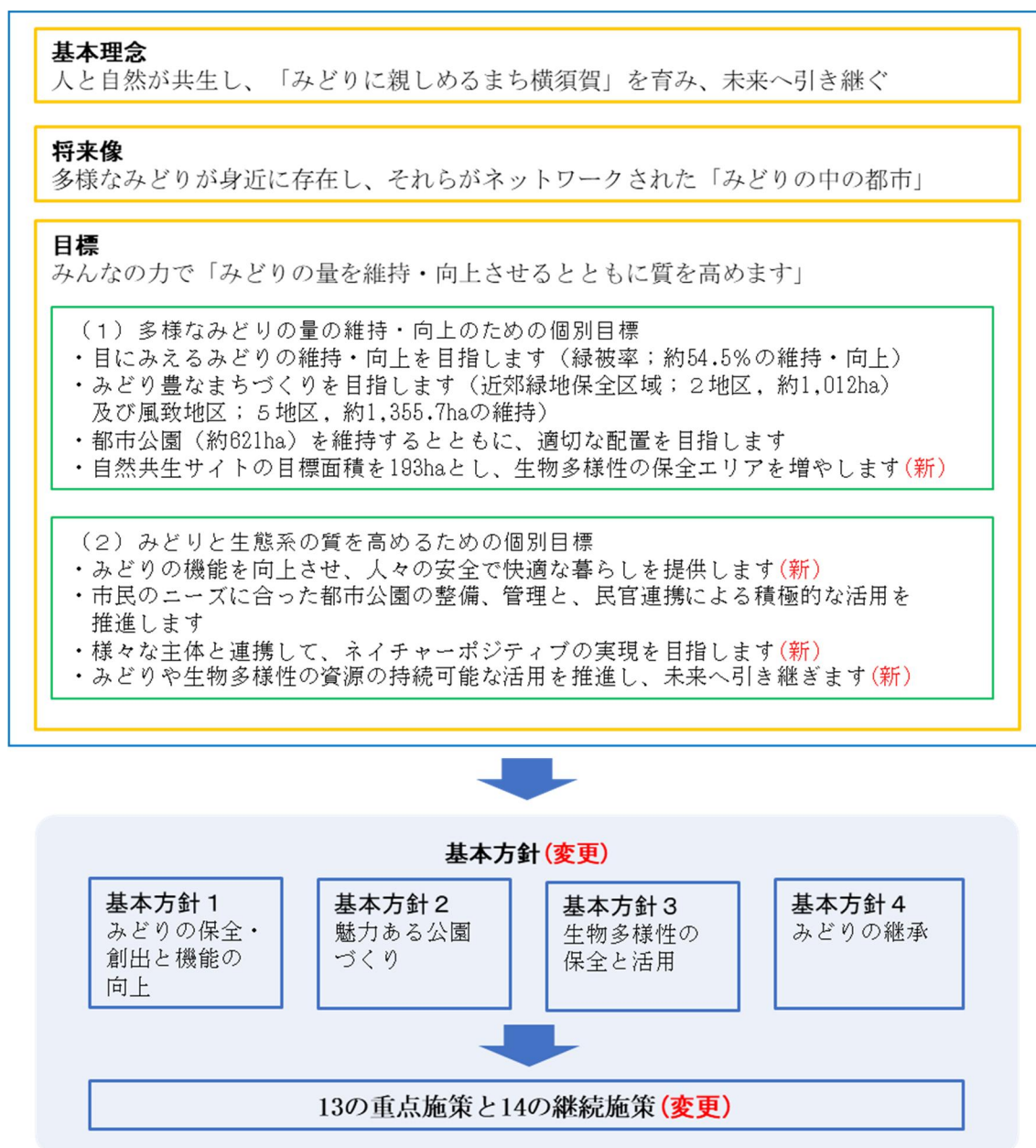
（３）主なご意見等

①生物多様性の表記について

- ・前文にみどりは「人を含む多くの生物の生命を支える基盤を形成するもの」とあり、同文内に「生物多様性の確保」の記載が続いている。みどりの基盤とは別に生物多様性について記載するのか、整理した方がいい。
- ・第 9 条 2 項の各計画との整合について、1 号で環境基本条例、2 号で生物多様性基本法との整合について記載しているが、ブリッジ規定やほかの計画との整合をふまえたうえで、この記載について、市の法規担当に確認をとった方がいい。

○参考：基本理念から施策までの体系の変更

基本理念、将来像、目標は、従来の計画を引き継ぐこととし、目標達成に向けた4つの基本方針を設定した。



○参考：改定計画の施策案

・施策の重点化・集約化

施策の集約化・重点化を図ることで、新規計画における新たな施策や力を入れる取組みを明確化する。現行施策を基に、統合・整理を進め、以下の２種類の施策に分ける

①重点施策（13 施策）

⇒新計画において、将来像・目標の達成に向けて重点的に取り組む施策。
基本的に毎年年次報告を行う。

②継続施策（14 施策）

⇒重点施策ではないが、本市の緑化推進等のため、従前どおり継続して取り組む施策。
特筆すべき事項があるときのみ年次報告を行う。

施策一覧(1/2)

基本方針	位置付け	No.	施策名	基本方針 1	基本方針 2	基本方針 3	基本方針 4
1 みどりの 保全・創出 と機能の 向上	重点	1-1	樹林地の保全と機能の維持増進	◎	△	○	△
		1-2	近郊緑地保全区域等の保全と近郊緑地特別保全地区指定の検討	◎		○	
		1-3	農地のみどりの保全	◎		○	△
		1-4	公共施設におけるグリーンインフラ整備の促進	◎	○	○	
	継続	1-5	都市緑地法の適切な運用	◎	△	△	△
		1-6	みどりの基本条例の適切な運用	◎	△	△	△
		1-7	風致地区制度の適切な運用	◎		△	
		1-8	土地利用調整関連条例の適切な運用	◎		△	
		1-9	保安林制度の適切な運用による保全の継続	◎		△	
		1-10	「湘南国際村めぐりの森」及び「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」に関する緑地の保全・再生等	◎		○	△
		1-11	景観重要樹木の指定と育成管理に向けた検討	◎		△	
		1-12	公共施設の緑化の推進	◎	○	△	
		1-13	県及び近隣自治体との広域的な連携の推進	◎		○	

〔凡例〕 ◎：特に関連する ○：関連する △：一部関連する

施策一覧(2/2)

基本方針	位置付け	No.	施策名	基本方針 1	基本方針 2	基本方針 3	基本方針 4
2 魅力ある 公園づくり	重点	2-1	地域ニーズをふまえた公園機能の再整備	△	◎		○
		2-2	安心・安全と防災力のある公園づくり	○	◎		
		2-3	集客や魅力あるまちづくりに資する公園の整備・管理	○	◎		△
		2-4	効率的かつ効果的な公園の整備・活用の促進	○	◎	△	△
	継続	2-5	（仮称）三浦半島国営公園の誘致の推進	○	◎	△	△
3 生物多様性 の保全と 活用	重点	3-1	森林・里山環境の保全と活用	○		◎	△
		3-2	水辺環境の保全と活用	○	△	◎	△
		3-3	外来生物対策の推進	△		◎	
	継続	3-4	指定文化財（天然記念物）の保全の継続	△		◎	△
		3-5	公共施設における自然植生等の保全	△	○	◎	△
4 みどりの 継承	重点	4-1	みどりや生きものに対する意識の向上	△		△	◎
		4-2	自然に関する環境教育・環境学習の実施	△	△	△	◎
	継続	4-3	みどりの基金の充実に向けた新たな財源確保手法の検討・実施	○		△	◎
		4-4	産・学・官の連携によるプログラムの検討	△	△	△	◎

〔凡例〕 ◎：特に関連する ○：関連する △：一部関連する

参考：
現行計画の推進施策の評価一覧

大柱	中柱	施策No.	推進施策	評価ランク	評価	今後の方針	新計画の施策分類	新計画施策No.	備考
新たな視点で取り組む推進政策									
	1		気候変動等に適応する樹林地の保全	A	樹林地管理モデル事業や樹林地機能維持増進事業を実施したこと、危険木伐採の支援事業を実施したことにより、市内の樹林地保全を進めていることから目標を達成している。	変更	重点	1-1	樹林地の機能維持増進事業を重点的に実施する
	2		生物多様性の確保に向けた取組	A	里山的環境の保全・活用に民間団体と連携して取り組んだこと、生物多様性地域戦略と一体化した計画の策定作業を実施していること、このほか生物多様性の保全・活用の取り組みを継続して実施していることから、目標を達成している。	再編	重点	3-1 3-2 4-1	生物多様性地域戦略の基本指針等に基づいた施策に再編する
	3		生産緑地の保全に向けた取組	A	生産緑地の保全や特定生産緑地への移行促進を実施しており、目標を達成している。	継続	重点	1-3	
	4		新たな制度等の取組	B	具体的な取り組みの実施には至っていないものの、グリーンインフラや市民緑地、流域治水に関する情報収集を行い、導入可能な取組を検討しており、目的を一部達成している。	再編	重点	1-1 1-4	グリーンインフラ等の推進を図るための施策に再編する
Ⅰ みどりを保全・育成し、活用するための推進施策									
(1)まとまりのあるみどりを守る									
	5		近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続	A	数値目標である指定地区面積を維持し、土地の買い取り及び樹林地の機能維持増進事業を適切に実施したことから、目標を達成している。	継続	重点	1-2	
	6		「湘南国際村めぐりの森」及び「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」に関する緑地の保全・再生等	A	湘南国際村めぐりの森・大楠山緑地・子安緑地について関係団体との協議、連携を図っており、目標を達成している。	継続	継続	1-10	
	7		(仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進	B	長期的な目標である誘致の現実には至っていないが、県等と連携して国営公園の誘致活動を継続して行っており、概ね目標を達成している。	継続	継続	2-5	
	8		自然保護奨励金制度による支援の継続	A	県と連携して適切に奨励金の交付申請等を実施することで民有地のみどり保全に寄与しており、目標を達成している。	継続	継続	1-13	
(2)様々な法令に基づき、みどりを守る									
	9		保安林制度の適切な運用による保全の継続	A	数値目標である保安林面積維持だけでなく、必要に応じて県と連携して保安林の指定や保全に努めており、目標を達成している。	継続	継続	1-9	
	10		風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進	A	数値目標である風致地区面積を維持しており、適宜巡回していること、土地利用行為の審査を適切に実施していることから、目標を達成している。	継続	継続	1-7	
	11		土地利用調整関連条例(市)の適切な運用	A	開発行為に対して適切に緑化や緑地保全の指導を行っているため、目標を達成している。	継続	継続	1-8	
	12		保存樹木指定の検討	A	希少な植生や保全すべき樹木については、既存の法令や制度によって既に保全措置が取られていることから検討を完了し、目的を達成している。	完了	-	-	既存の法令・制度(「公共施設の保全の考え方」の運用・天然記念物の保全等)の活用した樹木の保全を進める
評価項目 A:数値目標80%以上の達成度。または目標とする取組みを十分達成した。 B:数値目標50%以上80%未満の達成度。または目標とする取組みを半分以上達成した。 C:数値目標50%未満の達成度。または目標とする取組みの半分未満の達成度である。 ―:評価できない施策。						今後の方針 継続:変更しない、または軽微な変更で、これまで通り継続して取組む。 変更:目標または取組み内容を大きく変更する。 再編:目標または取組みの内容を変更したうえで、新計画の体系に合わせて整理する。 完了:現行計画にて完了したため、施策として取組みを行わない。			

現行計画の推進施策の評価一覧

大柱	中柱	施策 No.	推進施策	評価 ラン ク	評価	今後の 方針	新計画の 施策分類	新計画 施策No.	備考
(3)生物多様性の確保に貢献するみどりを守る									
	13		自然林保全制度の運用《みどりの基本条例関連》	A	数値目標である保全契約を継続し、奨励金の交付事務を適切に行うことで自然林の保全に努めていることから、目標を達成している。	継続	継続	1-6	
	14		「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の適切な運用	A	「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」を適切に運用し、都市公園等における自然植生の保全に努めており、目標を達成している。	継続	継続	3-5	
	15		指定文化財(天然記念物)の保全の継続	A	数値目標を維持して適切に文化財の保全を図っており、目標を達成している。	継続	継続	3-4	
	16		水辺環境の保全と再生の推進	B	サポート体制の検討は未着手であるが、水辺環境の個所数を維持し、適切な維持管理や環境教育等を実施していることから、概ね目標を達成している。	継続	重点	3-2	
	17		外来生物対策の推進	B	特定外来生物等の根絶や明らかな減少には至っていないが、防除の実施や外来種に関連した普及啓発を実施しており、概ね目標を達成している。	継続	重点	3-3	
(4)みどりの安全性を高める									
	18		公共施設における倒木危険度調査手法の検討と実施	A	公共施設における危険木調査票を作成・周知して完了したため、目標を達成している。	完了	-	-	
(5)市街地のみどりを守る									
	19		市街化区域内樹林地保全支援制度の運用《みどりの基本条例関連》	A	現況確認を適宜行いながら奨励金の交付を行い、数値目標を維持したことから、目標を達成している。	継続	継続	1-6	
	20		みどりの寄附制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	A	要綱に基づき、寄付の受け入れを行い、みどりの保全に努めていることから、目標を達成している。	継続	継続	1-6	
	21		景観重要樹木の指定と育成管理に向けた検討	A	適切な手法による指定と周知を実施しており、目標を達成している。	継続	継続	1-11	
	22		谷戸地域のみどりの再生に向けた検討	-	谷戸地域のみどりの再生をモデル的に実施するため、復元助成について周知を行ったが、利用者がなかったため、評価できない。	変更	重点	1-1	安全対策や景観保全を目的とした谷戸地域の樹林地の保全・整備を進める。
(6)農地のみどりを守る									
	23		農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続	A	数値目標の9割以上を維持しており、目標を達成している。	継続	重点	1-3	
評価項目 A:数値目標80%以上の達成度。または目標とする取組みを十分達成した。 B:数値目標50%以上80%未満の達成度。または目標とする取組みを半分以上達成した。 C:数値目標50%未満の達成度。または目標とする取組みの半分未満の達成度である。 ー:評価できない施策。						今後の方針 継続:変更しない、または軽微な変更で、これまで通り継続して取組む。 変更:目標または取組み内容を大きく変更する。 再編:目標または取組みの内容を変更したうえで、新計画の体系に合わせて整理する。 完了:現行計画にて完了したため、施策として取組みを行わない。			

現行計画の推進施策の評価一覧

大柱	中柱	施策No.	推進施策	評価ランク	評価	今後の方針	新計画の施策分類	新計画施策No.	備考
Ⅱ みどりを創出・育成し、活用するための推進施策									
(1) 身近にふれあえるみどりの充実									
		24	横須賀エコツアーの推進	A	エコツアーのサポート団体が解散するまで支援を継続したため、目標を達成した。	完了	-	-	引き続き、現行施策No.46の取り組みとして、関係団体への支援を行う
		25	市民の豊かな暮らしに活かすための公園づくり	A	町内会との協議により、公園にルールを設定したり、地域ニーズを踏まえた街区公園の機能再編に向けた利用状況調査を実施しており、目標を達成している。	変更	重点	2-1	地域のニーズに合わせた公園機能の再編・集約事業を進める
		26	集客や魅力あるまちづくりに資する公園の整備・管理	A	プロスポーツチームとの連携やグラウンド整備、イベントの実施によって公園の集客向上や地域の活性化を図っており、目標を達成している。	継続	重点	2-3	
		27	自然とふれあえる公園や生物多様に配慮した公園の整備・管理	A	長坂緑地・野比かがみ田緑地の整備や自然を活用したイベント・環境教育を実施しており、自然を活かした公園の活用をしていることから、目標を達成している。	継続	重点	1-4 3-1	
		28	安心・安全と防災力のある公園づくり	A	公園内の施設のバリアフリー化や、老朽化した遊具の更新を適宜実施しており、目標を達成している。	継続	重点	2-2	
		29	効率的かつ効果的な公園の整備・活用の推進	A	長い海の手公園にて民間連携を活用した公園のリニューアルを実施した。また、ほかの公園でも民間連携の活用を見据えた調査・検討を実施しており、目標を達成している。	継続	重点	2-4	
(2) 公共施設のみどりをつくる									
		30	【港湾】港湾緑地などの維持・整備の推進	B	数値目標の新規整備は未実施であるが、既存の港湾緑地の維持管理を適切に行っており、概ね目標を達成している。	継続	重点	1-4	
		31	【道路】道路のみどりの維持と緑化の推進	B	街路樹の本数が減少傾向にあるものの、数値目標である既存街路樹の90%以上の本数を維持しており、目標を達成している。	変更	重点	1-4	街路樹ガイドラインに沿った道路の安全を最優先にした緑化政策に変更する。また、グリーンインフラの取組を促進する。
		32	【河川】河川環境の整備の推進	A	河川流域環境の維持管理を適切に行っており、目標を達成している。	継続	重点	1-4	
		33	公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用	A	当ガイドラインの適切な運用によって、緑化及びみどりの保全が図られており、概ね目標を達成している。	継続	継続	1-12	
(3) 民有地のみどりをつくる									
		34	民有地緑化支援制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	C	当制度に基づき補助金を交付することで民有地の緑化推進を行っていたが、計画期間中に制度が休止したため、目標を達成できていない。	継続	継続	1-6	制度の再開を検討するとともに、民有地の緑化について、新たな支援の手法を模索する
		35	記念植樹の促進に向けた検討	-	記念植樹の要望について庁内で調査した結果、必要性が見込まれなかったため、評価できない。	継続	継続	1-12	引き続き、公共施設内での記念植樹の実態に注視し、必要に応じて記念植樹の促進・支援を行う
評価項目 A: 数値目標80%以上の達成度。または目標とする取組みを十分達成した。 B: 数値目標50%以上80%未満の達成度。または目標とする取組みを半分以上達成した。 C: 数値目標50%未満の達成度。または目標とする取組みの半分未満の達成度である。 -: 評価できない施策。						今後の方針 継続: 変更しない、または軽微な変更で、これまで通り継続して取組む。 変更: 目標または取組み内容を大きく変更する。 再編: 目標または取組みの内容を変更したうえで、新計画の体系に合わせて整理する。 完了: 現行計画にて完了したため、施策として取組みを行わない。			

現行計画の推進施策の評価一覧

大柱	中柱	施策No.	推進施策	評価ランク	評価	今後の方針	新計画の施策分類	新計画施策No.	備考
(4)様々な法令や制度に基づき、みどりをつくる									
	36		「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進	A	市民団体への緑化の支援及び公共施設の緑化を実施し、緑化重点地区の緑化を推進しており、目標を達成している。	継続	継続	1-5	
	37		緑地協定制度の継続《みどりの基本条例関連》	A	計画期間中に新規緑地締結の締結により数値目標が向上しており、良好なみどりを確保していることから、目標を達成している。	継続	継続	1-5	
Ⅲ みんなでみどりを保全・創出するための推進施策									
(1)みどりを次世代に引き継いでいく									
	38		継承の森における活動の推進	A	定期的にイベントを開催し、みどりや自然を守る活動や意識の醸成を図っており、目標を達成している。	継続	重点	4-1	
	39		みどりの基金の充実に向けた新たな財源確保手法の検討・実施	A	みどりの基金の適切な活用と運用を実施しており、目標を達成している。	継続	継続	4-3	
	40		みどりに対する技術や知識を有する人材の活用と育成の推進	A	市職員の技術向上のための研修の実施や、専門的な知識や技術を有する人材の活用を行っており、目標を達成している。	継続	重点	4-1	
	41		自然に関する環境教育・環境学習の実施	A	環境教育指導者の派遣等により、自然に関する環境教育を定期的に実施しており、目標を達成している。	継続	重点	4-2	
	42		みどりを守り・つくり・育てるための啓発と活かすための情報発信の推進	A	みどりに関する各種情報をパンフレットの配布や展示により周知する活動を行っており、目標を達成している。	継続	重点	4-1	
(2)様々な主体との連携									
	43		県及び近隣自治体との広域的な連携の推進	A	会議の参加等により各市町と連携してみどりの保全・活用の検討や情報共有をしており、目標を達成している。	継続	継続	1-13	
	44		産・学・官の連携によるプログラムの検討	A	環境団体や市民、近隣の学校と連携したイベント等を実施しており、目標を達成している。	継続	継続	4-4	
(3)みんなのみどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす									
	45		市民による花いっぱい運動の実施	A	花いっぱい活動を継続して実施しており、緑化を推進していることから、目標を達成している。	継続	重点	4-1	
	46		自然環境活動団体の交流の促進と活動に関する情報発信の推進	A	自然環境活動団体と交流・連携によりみどりの保全や普及啓発を実施していることから、目標を達成している。	継続	重点	4-1	
評価項目 A:数値目標80%以上の達成度。または目標とする取組みを十分達成した。 B:数値目標50%以上80%未満の達成度。または目標とする取組みを半分以上達成した。 C:数値目標50%未満の達成度。または目標とする取組みの半分未満の達成度である。 —:評価できない施策。						今後の方針 継続:変更しない、または軽微な変更で、これまで通り継続して取組む。 変更:目標または取組み内容を大きく変更する。 再編:目標または取組みの内容を変更したうえで、新計画の体系に合わせて整理する。 完了:現行計画にて完了したため、施策として取組みを行わない。			